

独立行政法人農畜産業振興機構中期目標期間の業務の実績に関する自己評価書（見込評価）

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-1	1 事業費の削減効率化

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費(附帯事務費)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制	3,398百万円 (平成24年度業務経費(附帯事務費))	平成24年度比で1.1%の抑制	平成24年度比で2%の抑制(対前年度比平均1%の抑制)	平成24年度比で3%の抑制(対前年度比平均1%の抑制)	対前年度比平均1%の抑制		
業務経費(当年度予算額)	—	—	3,177百万円	3,155百万円	3,055百万円	3,014百万円		
対前年度平均縮減率		—	6.5%	3.6%	3.5%	2.9%		
達成度合	—	—	591%	360%	346%	293%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価(見込)に係る自己評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
第1 中期目標の期間 機構の中期目標期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。 第2 業務運営の効率化に関する事項 1 事業費の削減・効率化	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 事業費の削減・効率化	(◎：大項目、 ○：中項目、 ◇：小項目)  ◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 ○1 事業費の削減・効率化			

<p>事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費(附帯事務費)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。</p> <p>また、業務経費(附帯事務費)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>業務経費の対前年度比の縮減率</p> <p>毎年度平均で対前年度比1%削減する。</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>削減度合いの算出に当たっては、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が生じた若しくは生じる恐れがあった場合に対応した業務経費を除く。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>業務経費(附帯事務費)の予算額(経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行い、計画通り実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定b</p> <p>毎年度平均で対前年度比1%を上回る削減を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>		
--	--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-2	2 業務運営の効率化による経費の削減 (1)経費の削減 (2)給与水準の適正化 (3)随意契約の見直しに向けた計画的取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(人件費を除く。)の対前年度比の平均縮減率	毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制	646百万円 (平成24年度一般管理費(人件費を除く))	平成24年度比で3.1%の抑制	平成24年度比で6%の抑制(対前年度比平均3%の抑制)	平成24年度比で9%の抑制(対前年度比平均3%の抑制)	対前年度比平均3%の抑制		
一般管理費(当年度予算額)(百万円)	—	—	626百万円	607百万円	589百万円	571百万円		
対前年度平均縮減率		—	3.1%	3.1%	3.0%	3.0%		
達成度合	—	—	103%	102%	101%	101%		
職員の給与水準の対国家公務員指数(目標)	国家公務員と同程度	—	100	100	100	100		
職員の給与水準の対国家公務員指数(前年度実績・当年度公表分)	—	—	101.3	100.4	101.8	102.4		
達成度合	—	—	98.7%	99.6%	98.2%	97.7%		
随意契約等審査委員会への諮問件数	競争性のある契約への移行	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)		競争性のある契約に移行した契約件数については、27年度までは1事業単位で1件と計上(1事業で契約締結が複数のもも存在)していたが、28年度からは契約締結の件数を計上した。 ※( )書きは、27年度と同様のカウント方法で計上した場合の件数。
競争性のある契約へ移行した契約件数	—	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
企画競争・公募を実施した件数	—	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)		
機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数	全ての企画競争・公募について掲載	7件	11件	11件	8件	103件 (17件)		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価

中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
<p>2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。</p>	<p>2 業務運営の効率化による経費の削減 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。</p> <p>また、地方事務所については、賃借料等の経費削減を検討する。</p>	<p>○ 2 業務運営の効率化による経費の削減 ◇(1)経費の削減 ① 一般管理費の対前年度比の削減率 毎年度平均で対前年度比3%削減する。 b：達成度合は、100%以上であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>② 地方事務所の賃借料等の経費削減の検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 一般管理費（人件費を除く。※）の予算額については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行い、計画通り実施した。 ※ 平成26年度以降の砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当等の加算等を除く。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 毎年度平均で対前年度比3%を上回る削減を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
			<p>(2) 給与水準については、国家公務員の</p>	<p>(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準</p>	<p>◇(2)給与水準の適正化 ① 職員の給与</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p>

<p>給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>水準の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について当該年度に計画した具体的な目標値と実績との対比  b：達成度合は、90%以上であった  c：達成度合は、50%以上 90%未満であった  d：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>給与水準については、毎年度、年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が国家公務員と同程度となるようにした。また、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行うとともに、その検証結果等を公表した。  そうした中で、対国家公務員指数が平成26年度から2年連続で上昇したため、平成28年度において、管理職の昇給幅を抑制した。  なお、28年度は102.2となる見込みである。</p>	<p>評価 b  給与水準について、毎年度、国家公務員と同程度とすることができたこと、その検証結果等をスケジュールどおりに公表していることから、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>		
<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。</p>	<p>② 政府方針を踏まえた適切な対応等  b：適切に対応した  d：適切に対応しなかった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  総人件費に係る政府方針は示されていないが、機構独自の対応として、給与構造の見直し（本俸水準の引下げ）や人事評価制度の運用、管理職への昇格の抑制、管理職ポストオフ制度を実施した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;  評価 b  毎年度、計画どおりに総人件費の抑制に対する取組みを実施しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>		
<p>(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務</p>	<p>(3) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、機</p>	<p>◇ (3) 随意契約の見直しに向けた計画的取組  ① 「調達等合理化計画」に基づく取組  分母を随意契</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  毎年度、「調達等合理化計画」(平成26年度までは「随意契</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;  評価 b  毎年度、「調達等合理化計画」に基づく取</p>		

<p>大臣決定)を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p>	<p>約等審査委員会への諮問件数(真にやむを得ない随意契約を除く)とし、分子を調達等合理化計画に基づき競争性のある契約へ移行した契約件数とする。  b:達成度合は、100%であった  c:達成度合は、70%以上100%未満であった  d:達成度合は、70%未満であった</p>	<p>約見直し計画」。以下同じ。)に基づく取組を着実に実施し、随意契約等審査委員会へ諮問された契約については、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等とした。  また、機構が締結した契約(少額随意契約を除く)について毎月機構ホームページにおいて公表した。  さらに、入札等公告のつど調達情報メールマガジンを配信したほか、1者応札・応募の改善に向けて、1者応札であった入札のうち、入札説明会に複数者が参加したものについてアンケートを実施する等の取組状況も公表した。  取組み状況は、「4.その他参考情報」に記載。  また、外部専門家・有識者等からなる契約監視委員会を毎年度開催し、契約状況の点検を受け、いずれも妥当との回答を得た。</p>	<p>組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>		
<p>また、一層の競争性と透</p>	<p>また、契約が一般競争入札等に</p>	<p>② 競争性、透明性の確保</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  競争性・透明性を</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定 b</p>		

<p>明性の確保に努め、適正化を推進する。</p>	<p>よる場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p>	<p>分母を企画競争・公募を実施した件数とし、分子を機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数とする。  b：達成度合は、100%であった  c：達成度合は、70%以上 100%未満であった  d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>確保するため、毎年度、一般競争・企画競争・公募を実施した全てにおいて、機構掲示板及び機構ホームページへの掲載したほか、契約監視委員会を開催し、契約状況、1者応札解消に向けた取組状況など契約の適切性等に対する審査を受け、いずれも了承された。また、議事要旨を機構ホームページにおいて公表した。</p>	<p>毎年度、一般競争・企画競争・公募を実施したものについて、機構掲示板及びホームページへ掲載するなど、契約の競争性と透明性の確保に努めており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
	<p>さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。</p>	<p>③ 入札・契約の適正な実施についての監査  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; さらに、監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告したほか、毎年度、定期監事監査において入札・契約のチェックを受けるとともに、会計監査人から財務諸表監査の中で契約に関する評価を受けた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、毎年度、入札・契約の適切な実施については、監事及び会計監査人から監査を受けており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		

4. その他参考情報

(契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。

契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあつては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。

また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」（19農畜機第4914号）及び「複数年度契約について」（20農畜機第3538号）により適切に措置している。

(第三者への再委託)

契約の全てを第三者に委託させることは禁止している。やむを得ず契約の一部を第三者に再委託する場合には、契約事務細則に基づき書面により申請し機構の承認を得ることとしており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。平成 25～28 年度においては、システム関係 27 件、調査関係 16 件、印刷関係 3 件、書類廃棄等 2 件、その他 3 件あった。いずれも正確かつ効率的に契約内容を実施するためには、やむを得ないものであると判断した。

(1 者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②仕様書の作成に当たり、IT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の開示、③調達情報の「メルマガ」配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づき、公示時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組みを実施した。この結果、1 者応札は平成 25 年度 16 件、平成 26 年度 13 件、平成 27 年度 25 件、平成 28 年度 33 件となった。なお、平成 27 年度及び 28 年度において前年度より増加した主な要因は、情報発信を強化するため、輸入先国の動向に関する調査が増加したことに加え、機構が求めた調査内容の専門性が高かったため、専門知識を持つ調査会社が限られたことなどによるものである。

(法人の長に対する報告)

毎年度、契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等についても、四半期ごとに理事長に報告し、点検・評価を受けた。

(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」のうち、「その他」への対応)

- 1 法人間における業務実施の連携強化による共同調達や間接業務の共同実施については、業務システムの利用に関する研修会について、他法人との共同開催により使用機器の賃貸料等の縮減を図った（平成 26 年度）。
- 2 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 25 年 8 月 1 日官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析、その結果に基づく民間委託等を含めた自主的な業務改善については、業務フローを踏まえた組織の見直し（経理部を 4 課体制から 2 課体制に変更、平成 25 年度）等により効率化に取り組んでいるほか、IT 技術支援等については、民間委託の活用を図っている。また、平成 28 年度には給与業務を対象に、業務フロー・コスト分析を実施し、出退勤管理や超過勤務時間の集計事務の効率化等を検討することとした。

(会計検査院からの指摘への対応)

平成 25～28 年度に、会計検査院から指摘のあった事項への対応は以下の通りであり、全て適切に処置を講じている。

《平成 25 年度》

畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金により実施した事業において、間接事業実施主体における経営改善計画の検討及び審査が十分に行われずに補助金が過大に交付されていたとされた件については、指摘金額について機構に返還させ、審査・指導を徹底した。

肉用牛肥育経営緊急支援事業（原発事故関連）における支援金相当額について、農家からの返還が速やかに行われるよう是正を図る必要があるとされた件については、平成 25 年 8 月から新たな方策を講じ、個々の農家の経営状況を踏まえた計画的な返還を促進している。

《平成 26 年度》

農業協同組合連合会等に対する肉用牛等の販売に係る補填金について、指導事業の一環として肉用牛等を販売する場合は交付対象としないこととして改善を図る必要があるとされた件については、平成 27 年 4 月に対象事業の事業実施要綱を改正し、農業協同組合連合会等に係る事業対象者の要件を明確化した。

機構が保有している株式について、出資金の回収に関する具体的な判断基準を定めておらず、よつ葉乳業株式会社に対する出資金の回収について具体的な検討を行っていない事態は、改善の必要があるとされた件については、平成 26 年 8 月に出資金回収の判断基準を制定し、また、よつ葉乳業株式会社への出資金については、平成 29 年 3 月に回収した。

畜産業振興事業における費用対効果分析について、投資効率の算定に改善の必要があるとされた件については、平成 26 年 9 月に事業実施要綱を改正し、施設整備事業の費用対効果分析における総事業費の範囲等を明示するとともに、事業実施主体に対して周知徹底した。

《平成 27 年度》

情報システムの開発業務に係る請負契約について、予定価格の算定に当たり、経費の計上に改善の必要があるとされた件については、平成 27 年 8 月に各担当部に対して事務連絡を発して、情報システムの開発業務に係る請負契約の予定価格について統一的な算出方法を具体的に示すとともに、当該予定価格の算出に当たってはシステム調整課から助言を受けるなどして相互の連携を図るよう処置を講じた。

《平成 28 年度》

肉用牛経営安定対策補完事業（中核的担い手育成増頭推進事業）等において、事業実施主体等における事業に対する理解が十分でなかったこと等から補助金等が過大に交付されていたとされた件については、指摘金額について機構に返還させ、事業の適正実施を指導した。

また、酪農経営安定対策補完事業（酪農経営安定化支援ヘルパー事業）において、出役活動に係る燃料費及び車両借上料について、実態に即して試算した単価と比較して事業実施主体が割高な単価により算定していた等の事態は適切ではなく、改善の必要があるとされた件については、事業実施要綱の改正等を行い、具体的な算定方法を定めて平成 28 年度事業から適用することとし、事業実施主体に周知、指導した。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-3	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 業務全体の点検・評価</p> <p>(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>(3) 内部統制機能の充実・強化</p> <p>(4) 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>(5) 緊急時を含めた連絡体制の整備</p>

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
業務運営の点検・評価の実施回数(計画値)	4回	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
業務運営の点検・評価の実施回数(実績値)	—	4回	4回	4回	4回	4回	4回		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
内部監査年度計画における被監査部署(テーマ別監査を含む。以下同じ。)の数	計画的な内部監査の実施	8部署	9部署	6部署	7部署	7部署			
内部監査を実施した被監査部署の数	—	8部署	9部署	6部署	7部署	7部署			
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価(見込)に係る自己評価					
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 外部専門家・有識者等から成る第三者機関による業務の点検・評価等を行い、その結果を業務運営に反映させ</p>	<p>3 業務執行の改善</p> <p>(1) 主務大臣の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、機構自ら業務の点検・評価を行うとともに、外部専門家・有識者等からなる第三</p>	<p>○ 3 業務執行の改善</p> <p>◇ (1) 業務全体の点検・評価</p> <p>① 業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価分母を年度当</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>毎年度、年度計画を具体化するための「具体化推進シート(工程表)」を年度初</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 b</p> <p>毎年度、工程表に基づき、四半期毎に点検・分析を行うこ</p>	

<p>る等業務執行の改善を図る。</p>	<p>者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>初に計画した回数とし、分子を業務運営の点検・評価を実施した回数とする。</p> <p>b：達成度合は、100%であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>めに策定し、四半期ごとに実施したヒアリングの際、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて業務の進捗状況について自己評価を行い、その結果を取りまとめ、各部に共有した。</p>	<p>とにより、業務運営の的確な進行管理を行うとともに、工程表に自己評価を記載する欄を設け、四半期毎の点検・分析を行う際、これに毎回記述することにより、業務の進行状況についての自己評価を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
		<p>② 第三者機関による業務の点検・評価の実施</p> <p>b：取り組みは十分であった</p> <p>c：取り組みはやや不十分であった</p> <p>d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、外部専門家・有識者からなる機構評価委員会を開催し、前年度の業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、機構評価委員会を開催し、第三者機関による業務の点検・評価に十分取り組んでおり、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
		<p>③ 第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映</p> <p>b：必要がなかつ</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、機構評価委員会の終了後に議事録を確認しつつ、業務運営に反映が必要な事項について検討を行い、委員指摘</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の確実な業務運営への反映</p>		

		<p>た又は十分であった  c:必要はあったが、やや不十分であった  d:必要はあったが、不十分であった</p> <p>◇(2) 補助事業の審査・評価</p> <p>① 事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家等から成る第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p>	<p>事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において業務運営への反映を行った。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt;  毎年度、「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、各事業の達成状況等について自己評価を行った。</p>	<p>に十分取り組んでおり、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p> <p>&lt;評価と根拠&gt;  評価b  毎年度、補助事業の的確な進行管理を行うとともに、各年度の補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んでおり、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>		
		<p>② 第三者機関による事業の審査・評価  b:取り組みは十分であった  c:取り組みはやや不十分であった  d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  毎年度、外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;  評価b  毎年度、関係各部との調整を経て、補助事業に関する第三者委員会を開催し、補助事業の審査・評価に十分取り組んでおり、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>		

<p>(2) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の</p>	<p>(3) 法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成22年3月23日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、内部監査の</p>	<p>③ 必要に応じた業務の見直し  b:必要がなかった又は十分であった  c:必要はあったが、やや不十分であった  d:必要はあったが、不十分であった</p> <p>◇(3)内部統制機能の充実・強化</p> <p>① 内部監査マニュアルに基づく内部監査の実施  分母を内部監査年度計画における被監査部署(テーマ別監査を含む。以下同じ。)の数とし、分子を内部監査を実施した被監査部署の数とする。  b:達成度合は、100%であった  c:達成度合は、70%以上100%未満であった  d:達成度合は、70%未満であっ</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  毎年度、補助事業に関する第三者委員会の結果を踏まえ、業務の見直しが必要な事項についての検討を行い、委員指摘事項への対応方針を決定した。これに基づき関係各部において必要な業務の見直しを行った。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt;  毎年度、内部監査年度計画に基づき、被監査部署の所掌業務、公文書の管理等に関する法律に基づく法人文書の管理状況、調達等合理化計画等に基づく取組状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について、内部監査を実施し、内部監査報告書を取りまとめ、理事長に報告した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  毎年度、業務の必要な見直しを行った。また、見直しの実施状況について、四半期ヒアリング実施時に確認することにより、業務の点検・評価結果の業務運営への反映に十分取り組んでおり、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p> <p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  内部監査については、各年度の内部監査年度計画に基づいて、毎年度、計画通り実施できており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>	
---	--	--	--	---	--

<p>結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を踏まえ、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>実施、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスの推進等、引き続き内部統制の充実・強化を図る。</p>	<p>た</p>					
		<p>② コンプライアンス推進に向けた計画的取組  b:取り組みは十分であった  c:取り組みはやや不十分であった  d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  毎年度、コンプライアンスに関する役職員の理解と認識を深めるため、コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の周知と適切な対応、研修の実施、推進状況の点検、「コンプライアンス推進の日」(各四半期初月の第3木曜日)における各種取組、教育資材の活用、認識度調査等について、計画どおり実施した。  また、コンプライアンス委員会を毎年度開催し、コンプライアンス推進実績及び推進状況の点検結果を報告するとともに、翌年度のコンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定 b  毎年度、コンプライアンス推進計画に基づく取組を実施しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。   &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>			
		<p>③ 役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  毎年度、組織に与えられたミッション</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定 b  幹部会(原則毎週)</p>			

	<p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p>を有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長のマネジメントにより、原則、毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題の把握・対応等を協議し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知を図った。</p>	<p>の開催やイントラネットへの掲載を通じ、役職員間の意思疎通及び情報の共有化に十分取り組んでおり、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
	<p>④ 個人情報保護対策の推進</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省等）に職員を参加させるとともに、当該研修会に参加した職員を講師に、採用職員等を対象とした「個人情報取扱研修」を開催した。</p> <p>また、個人情報保護管理担当者（各課課長）を対象に個人情報の取扱いに関する自己点検を実施するなど、個人情報の適正な取扱いについて、推進を図った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、研修・点検等を実施し、職員の保有する個人情報の適正な取扱いの重要性を認識させるとともに、適切な保護対策等を習得させることができしており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
	<p>⑤ 理事長の意思決定の補佐</p> <p>b:取り組みは十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 業務方法書を一部改正したことに伴い、平成 27 年度以降</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 理事長の意思決定の補佐について、役</p>		

		<p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p>毎年度、中期計画の変更、財務諸表の認可申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催し、審議を行った。</p>	<p>員会の開催により、十分に組みんでおり、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
		<p>⑥ 内部統制の推進</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 業務方法書を一部改正したことに伴い、平成27年度以降毎年度、内部統制委員会を開催し、内部統制の推進状況の点検及び検討等を行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 毎年度、内部統制委員会を開催し、適切な内部統制の推進を図ることができており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
		<p>⑦ リスク管理対策の推進</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 業務方法書を一部改正したことに伴い、平成27年度以降毎年度、リスク管理委員会を開催し、リスク管理の実施状況の確認及び検討等を行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 毎年度、リスク管理委員会を開催し、リスク管理の適切かつ効果的な実施について十分組みんでおり、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組	(4) 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、情報セキュ	◇(4) 情報セキュリティ対策の向上 (指標=規程等の見直し、規程等	<主要な業務実績> 平成26年度当初外部からの不正アクセスがあったことを踏まえ、サイバー攻	<評価と根拠> 評価 b 平成26年度当初に発生した不正アクセス(被害はなし)		

<p>み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>リティポリシーの見直し等を行うこととし、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を推進する。</p>	<p>の周知、実施状況の点検、監査、対策実施の改善等)  b:取組みは十分であった  c:取組みはやや不十分であった  d:取組みは不十分であった</p>	<p>撃対策検討委員会を設置し、サイバー攻撃初期対応マニュアルの策定・周知を行うとともに、サイバー攻撃を未然に検知する機器の導入・外部専門家による監視業務等の対策を行った。</p> <p>また、平成27年度に政府統一基準群の改訂や農林水産省のセキュリティ規則の全部改正を踏まえ、当機構のセキュリティ規程の全部改正を行うとともに、同規程に基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画（以下「対策推進計画」いう。）等の関連規程の新規制定等を行った。</p> <p>平成27年度以降は、対策推進計画に基づき、外部講師による情報セキュリティ研修、役職員による自己点検、外部専門家によるセキュリティ診断、情報システム台帳の整備等を実施し、これらの取組に対する自己評価及び監査等の結果を踏まえ、翌年度の対策推進計画の見直しを行った。</p> <p>また、政府のサイ</p>	<p>等を踏まえた改善の取組を着実に実施するとともに、政府統一基準群の改訂や農林水産省のセキュリティ規則の全部改正を踏まえた規程改正、対策推進計画の策定・実施・評価等、情報セキュリティ対策に係るPDCAサイクルを構築するための取組を十分に行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>		
-------------------------------------	--	---	--	---	--	--

	<p>(5) 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>◇(5)緊急時を含めた連絡体制の整備 (指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等)</p> <p>b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p>バーセキュリティ戦略(平成27年9月4日閣議決定)等の方針に基づき、情報セキュリティ対策の充実に努めている。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行うとともに、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、担当部局に連絡・相談することにより情報交換を行った。</p> <p>また、セキュリティインシデントやシステム障害の発生時は、農林水産省へ速やかに連絡し状況を報告するとともに、その復旧等に向けた対策を実施した。</p> <p>この他、平成27年度には、日本年金機構の個人情報流出事案を踏まえ、農林水産省のセキュリティ点検シートによる点検を実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 毎年度、機構内及び農林水産省担当部局との連絡体制を確認するとともに、ソフトウェアの脆弱性情報や情報セキュリティ上の課題等について担当部局との情報交換を積極的に行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-4	<p>4 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>(1) 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し</p> <p>(2) 理事数についての検証等</p>

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
<p>4 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>4 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p>	<p>○ 4 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>◇ (1) 必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し</p> <p>b：必要がなかった又は十分であった</p> <p>c：必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>勘定横断的な会計事案が増えてきている経理部について、相互チェック体制の強化のための体制見直しを行い、平成 25 年 10 月に 4 課体制から 2 課体制（経理課、資金課）に変更した。</p> <p>また、平成 29 年度から加工原料乳生産者補給金制度が見直され、当該制度と生乳・乳製品の需給及び乳製品売買業務との関連性がより高まる</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価 b</p> <p>必要に応じた組織体制の整備を図っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>		

<p>また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。</p>	<p>また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得る。</p>	<p>◇(2) 理事数についての検証等 (指標＝理事の分掌、副理事長との役割分担、業務の実績等の検証、あるいは結論を得る。) b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>ことから、平成 28 年 10 月に当該制度の執行を主たる業務とする畜産経営対策部酪農経営課について、畜産需給部に移管するとともに、生乳需給に係る業務が重みを増すことから、生乳課に名称変更を行った。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; 理事数の検証については、毎年度、基本的な理事の分掌、副理事長との役割分担等を整理、検証し、それに基づき各理事の職務の状況について取りまとめ、理事長に報告した。 また、これまでの検証結果等を踏まえ、平成 29 年度に、現行の理事の数が必要であるとの結論を得た。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、理事の分掌、業務の実績等の検証に取り組むとともに、平成 29 年度に、最小限の理事の数について結論を得ており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>			
---	---	--	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-5	5 補助事業の効率化等 (1) 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施 (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施 (3) 補助事業の適正、効率的な実施の確保

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
事業実施計画の整備件数	—	112件	112件	161件	50件	80件		
事業実施計画承認申請前に協議(書面を含む)を行った整備件数	全ての整備についての協議の実施	112件	112件	161件	50件	80件		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
事後評価で事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合	90%以上	90%	90%	90%	90%	90%		
事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合の実績	—	68%	71%	70%	95%	87%		
達成度合	—	78%	79%	78%	106%	97%		
新規に実施した補助事業数(拡充事業を含む。)	—	8事業	12事業	13事業	4事業	4事業		
事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数	全ての新規事業等に係る説明会等の実施	8事業	12事業	13事業	4事業	4事業		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
要領、実施計画及び交付申請の合計件数	—	13,678件	4,671件	1,452件	1,162件	1,341件		
目標業務日以内で承認及び交付決定の通知を行った件数	10業務日以内の承認及び交付決定の通知	13,677件	4,671件	1,451件	1,161件	1,341件		
達成度合	—	99.9%	100%	99.9%	99.9%	100%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価					
			業務実績	自己評価				
<p>5 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p> <p>(2) 効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施する。</p>	<p>5 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。</p> <p>(2) 効率的かつ効果的な施設整備事業の実施を図る観点から、以下の措置を講じる。</p> <p>① 事業実施計画の承認に当たり事業実施主体と協議を行う。</p>	<p>○5 補助事業の効率化等</p> <p>◇(1) 補助事業についての事業実施主体の選定への公募の実施</p> <p>b:公募を実施した d:公募を実施しなかった</p> <p>◇(2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施</p> <p>① 事業実施主体との協議</p> <p>分母を事業実施計画の整備件数とし、分子を事業実施計画承認申請前に協議（書面を含む）を行った整備件数とする。</p> <p>b:達成度合は、90%以上であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>毎年度、当初予算に係る畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっては原則として公募を行った。</p> <p>このほか、必要に応じて追加で公募を行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価 b</p> <p>畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における事業実施主体の選定に当たっては、効率的かつ透明性の高い事業の実施を図るため、毎年度、原則として公募を実施しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>				
			<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>毎年度、事業実施計画の承認の申請があった施設整備について、事前に事業実施主体と協議を行った。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価 b</p> <p>施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、毎年度、事業実施主体との事前協議を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p>				

		<p>c : 達成度合は、50%以上 90%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、50%未満であった</p>		<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
② 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。	② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択 b:評価基準を満たしているものを採択した d:評価基準を満たしているもの以外を採択した	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、評価手法が開発されている施設整備事業について、効果が費用を上回るが見込まれるもの又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。</p> <p><b>【採択件数の推移】</b> 25年度：114件 26年度：158件 27年度：50件 28年度：80件</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図るため、毎年度、費用対効果分析手法又はコスト分析手法に基づく評価基準を満たす事業を採択しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>			
③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。	③ 設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施 b:必要がなかった又は十分であった c:必要はあったが、やや不十分であった d:必要はあったが、不十分であった	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、採択した施設等について、年度の途中における工事の進捗等に関するヒアリングを実施又は報告を受けた。この結果、事業費5千万円以上のもので重要な計画変更を行うものや工事の進捗が遅れるなど、現地調査を必要とするものはなかった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 事業実施計画の重要な変更等が必要と認められる案件がなく、毎年度、施設等の設置工事は事業実施計画に沿って進行していることを確認しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>			
④ 費用対効果分析を実施している事業にあっ	④ 設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、費用対効果分析を実施してい</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価b 現地調査を実施し</p>			

	<p>ては、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までは利用状況の調査を行う。</p>	<p>支援する事業にあっては5年目までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施  b:必要がなかった又は十分であった  c:必要はあったが、やや不十分であった  d:必要はあったが、不十分であった</p>	<p>る事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後3年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年目）までのものについて利用状況を確認するとともに、施設の利用状況等が計画を下回るもの等について現地調査・指導を行った。  【現地調査・指導件数の推移】  25年度：18件  26年度：12件  27年度：13件  28年度：10件</p>	<p>た新規参入円滑化対策事業については、施設を利用する農家の経営改善意識の醸成と、所属する農協等による指導等が不可欠なことから、毎年度、現地調査を通じて、これらを当事者に周知するなどの取り組みを行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>		
	<p>また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の割合を90%以上にする。</p> <p>なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。</p>	<p>⑤ 事後評価  効用が費用を上回る件数の割合を90%以上とする。  b:達成度合は、100%以上であった  c:達成度合は、70%以上 100%未満であった  d:達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  目標年を3年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）としている施設について、毎年度、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。  その結果、平成25年度から平成28年度までの実績の合計で、28件（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業27件、食肉流通施設等を整備する事業1件）については、投資効率が1以下となり、全件</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;  評価c  毎年度、事後評価報告書による審査・確認を行い、その結果、投資効率が1以下となったものについては、全て改善策を提出させ、当初目標が達成できるよう指導した。達成度合は85%（77%/90%）となったためc評価とした。  【投資効率が1以下となった事例数の推移】  25年度：16件/55件  26年度：9件/30件  27年度：1件/21件  28年度：2件/15件</p>		

<p>(3) そのほか、補助事業に関する業務執行規程等に基づき、的確な事業</p>	<p>(3) 補助事業に関する業務執行規程等に基づき以下の対応を行う。</p>	<p>◇(3)補助事業の適正、効率的な実施の確保</p>	<p>数に占める投資効率1超の割合は、77%であった(121件中93件)。 投資効率が1以下のものについては、事業実施主体から改善策を報告させ、当初目標が達成できるよう指導した。 ※肉用牛生産の新規参入等を支援する事業は、平成27年度から国へ移管。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 投資効率が1以下の事例は平成28年度の1件を除き肉用牛生産の新規参入を支援する事業であり、その多くは新規参入者の飼養管理技術等が十分でないことが原因であった。 このため、経営開始後3年目以降、投資効率の低い経営を中心に行っていた現地調査・指導については、平成26年度以降、全てのもを対象とし、早期指導の観点から経営開始当初のものも対象とするとともに、必要に応じ複数回実施するなど事業実施主体等と連携して支援体制の強化等を行っている。 【現地調査・指導の対象】 25年度:18件(0件) 26年度:12件(6件) 27年度:13件(6件) 28年度:9件(3件) ※括弧内は経営開始後2年目以内のもの</p>		
---	---	------------------------------	--	--	--	--

<p>の進行状況を把握し、事業内容や採択要件等事業に関する各種情報の公表等を行う。</p> <p>また、畜産業振興事業について、補助金の最も効率的かつ迅速な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方及び各法人等における基金の定期的な見直しを通じたその造成の在り方の見直しを行う。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。</p>	<p>① 業務執行規程等の基準に基づいた事業の審査 b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程に基づいて作成した審査基準チェックシートを用い、事業採択に当たり、基準に基づく審査を実施した。また、同シートを採択に係る全ての起案文書に添付して確認した。</p> <p>(平成 25 年度) 畜産分野 1,048 件 野菜分野 41 件 (平成 26 年度) 畜産分野 951 件 野菜分野 40 件 (平成 27 年度) 畜産分野 655 件 野菜分野 41 件 (平成 28 年度) 畜産分野 726 件 野菜分野 36 件</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 事業の審査を的確に実施するため、審査基準に基づく確認を起案文書ごとに行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
	<p>② 事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。</p>	<p>② 巡回指導等の実施 分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b:達成度合は、90%以上であった c:達成度合は、50%以上 90%未満</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における新規事業・拡充事業の全てについて、事業実施主体等に対する事業説明会を実施するとともに、畜産業振興事業における継続事業についても同様の会議</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 事業実施主体に対する指導の徹底を図るため、毎年度、畜産業振興事業及び野菜農業振興事業における緊急対策を含む新規・拡充事業の説明会等を計画的に行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p>		

		であった d : 達成度合は、50%未満であった	を実施した。 また、両事業に係る巡回指導、現地確認調査等を計画的に実施した。	<課題と対応> 特になし		
	③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握する。	③ 事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、毎年度、事業の進行管理システムにより、執行件数や執行額等について毎月進捗状況の管理を行った。	<評価と根拠> 評価 b 毎年度、事業の進行管理システムにより、進行管理を的確に実施しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし		
	④ 毎年度、ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。	④ ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表 b : 取り組みは十分であった c : 取り組みはやや不十分であった d : 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 補助事業の適正、効率的な実施を図るため、毎年度、実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、情報発信が可能となった後、速やかにホームページにおいて公表した。	<評価と根拠> 評価 b 毎年度、提供する情報について、計画どおり適期にホームページにおいて公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし		
	⑤ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、速やかに行う。	⑤ 事務処理手続きの迅速化 分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子を10業務日以内で行った要領、実施計画及び交付申請の合計件数とする。ただ	<主要な業務実績> 進行管理システムによる進行管理の徹底等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付	<評価と根拠> 評価 b 毎年度、進行管理システムの活用等による進行管理の徹底により、速やかな事務処理を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。		

		<p>し、地方の複数の事業実施主体に係る事業については対象件数から除外する。</p> <p>b：達成度合は、90%以上であった</p> <p>c：達成度合は、50%以上 90%未満であった</p> <p>d：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>決定の通知を行うまでの期間が 10 業務日以内であった割合は平成 25 年度から平成 28 年度までの実績の合計で、99.9%であった（総受理件数 8,626 件に対し、10 業務日以内に行った件数は 8,624 件）。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
	<p>⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法等の改善を行う。</p>	<p>⑥ 新規等の補助事業への適切な評価手法の導入</p> <p>b：適切な評価手法を導入した</p> <p>d：評価手法を導入しなかった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; コスト分析手法を適用する次の6事業の補助対象について、新たなコスト分析基準を設定した。（平成 25 年度）</p> <p>①酪農生産基盤回復緊急支援事業：「簡易牛舎」及び「施設の改修に必要な資材の支給」（平成 26 年度）</p> <p>② 沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち養豚施設等総合整備事業：「クーリングパット」</p> <p>③ 加工・業務用野菜生産基盤強化事業のうち加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業：「会場借料」等の補助対象経費（平成 28 年度）</p> <p>平成 28 年熊本地震等への緊急支援対策として実施した下</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 新たな評価手法を導入すべき補助事業について、全て適切な評価手法を導入しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		

			<p>記の3事業について、それぞれ「簡易牛舎（又は豚舎）の整備」、「施設の補改修に必要な資材の支給」に係るコスト分析基準を設定。</p> <p>④ 肉用牛経営安定対策補完事業のうち災害緊急支援対策事業</p> <p>⑤ 酪農経営支援総合対策事業のうち災害緊急支援対策事業</p> <p>⑥ 養豚経営安定対策補完事業のうち災害緊急支援</p>			
		<p>⑦ 評価手法の必要に応じた改善等</p> <p>b:必要がなかった又は十分であった</p> <p>c:必要はあったが、やや不十分であった</p> <p>d:必要はあったが、不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>新規参入円滑化事業に係る費用対効果分析の手法について、平成25年度に外部有識者を交えて改善の検討を行うとともに、翌年度に改善した新たな手法を適用して採択を実施した。</p> <p>なお、当該事業は平成27年度以降、国に移管されており、新規採択は行っていない。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定b</p> <p>新規参入円滑化事業の採択時に適用する費用対効果分析手法について改善を行うなど、十分取り組んでおり、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>		
⑦ 畜産業振興事業について、決算上の不用理由の分析を行うとともに、補助金経由の在り方	⑧ 決算上の不用理由の分析	<p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>畜産業振興事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析するとともに、翌年度に開催</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定b</p> <p>毎年度、不用額の大きい事業について、その理由を分析しており、中期計画</p>		

	<p>及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。</p>	<p>d:取り組みは不十分であった</p> <p>⑨ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直し</p> <p>b:取り組みは十分であった</p> <p>c:取り組みはやや不十分であった</p> <p>d:取り組みは不十分であった</p>	<p>する補助事業に関する第三者委員会において、その結果を報告した。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、事業実施要綱の制定・改正を通じて補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを実施し、事業実施期間の終了した基金の閉鎖等を行った。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、後年度負担が明確な基金について、当該基金を保有する法人が毎年度見直しを行うよう基金の管理に関する基準の改定等を行った。</p> <p>さらに、「国庫補助金等により造成が行われた基金の執行状況に関する外部有識者ヒアリングの指摘に対する対応等について」（行政改革推進本部事務局事務連絡）に基づき実施した当該基金の再点検により、平成 27 年度以降発生する運用益について国庫納付す</p>	<p>通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、事業実施要綱の制定・改正を通じて、補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		

<p>また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、中期目標期間中に全ての基金について見直しを実施する。その上で、保有資金及び公益法人に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p>	<p>⑩ 基準等の見直し b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>ることとした。 &lt;主要な業務実績&gt; 補助金適正化法施行令の改正（平成26年10月）を受け、平成27年度に基金基準等に準じて定めた基準（以下「基金管理基準」）を改正するとともに、当該年度以降、改正後の基金管理基準に基づいて見直しを実施し、その結果について公表した。 なお、一部の基金については、不用額を返納させることとした。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 平成27年度に基金管理基準の改正を行うとともに、改正後の基金管理基準に基づき、当該年度以降、基金の見直しを行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p>		
---	--	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報  （「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」のうち、法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直しへの対応）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンスの支援に努める件については、現地調査、本部でのヒアリング、事業説明会、ホームページでの周知等を通じて実施している。</li> <li>不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る件については、関係する法律、規程により該当する者を事業の対象外とする等の措置が既に導入されている。</li> <li>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）が適用又は準用される補助金・助成金等について、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する件については、これらの内容を事業説明会及びホームページを通じて周知している。</li> </ol>
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-6	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
第4 財務内容の改善に関する事項	6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組	○6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組				
3 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組 砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び関係者の取組等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れを	砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)等に基づき、収支改善に向けて講じる措置を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れを	(指標＝適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定) b:取り組みは十分であった c:取り組みはやや不十分であった d:取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、短期借入金の借入れに当たり、一般競争入札を実施し、翌年度の借入金融機関を決定した。この結果、借入利率のうち固定利率(スプレッド)は、各年度(平成26年度から平成29年度)において0%となった。 また、年末年始を除く全ての借入れの借入期間を1週間以内とし利率を最も低くすることにより、借入利率の削減を行	<評定と根拠> 評定b 毎年度、短期借入のコストの削減を行うことが出来た。 また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の検証を行った。 これらのことから、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし		

<p>するに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。</p> <p>また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。</p>	<p>ては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。</p> <p>また、農林水産省独立行政法人評価有識者会議において、講じている措置の不断の検証を行い、見直しを行う。</p>		<p>った。</p> <p>さらに、農林水産省独立行政法人評価有識者会議（平成26年度までは「農林水産省独立行政法人評価委員会」。以下同じ。）において、講じている措置に係る検証を行った。</p> <p><b>【固定利率の推移】</b></p> <p>&lt;26年度&gt; 0%</p> <p>&lt;27年度&gt; 0%</p> <p>&lt;28年度&gt; 0%</p> <p>&lt;29年度&gt; 0%</p>			
---	---	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-7	7 長期借入れを行う場合の留意事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
2 長期借入れを行う場合の留意事項 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第14条(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては市中	7 長期借入れを行う場合の留意事項 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成14年法律第126号)第14条第1項(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第20条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、機構が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮	○7 長期借入れを行う場合の留意事項 長期借入金の極力有利な条件での借入 a: 取り組みは十分であった b: 取り組みはやや不十分であった c: 取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 長期借入は行わなかった。	<評定と根拠> 評定ー  <課題と対応> ー		

の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	し、極力有利な条件での借入れを図る。					
-----------------------------	--------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-1	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 畜産業振興事業 3 緊急対策 (1) 畜産関係業務

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
養豚補填金を交付した回数	—	12,579件	3,011件	—	—	—		予算額(千円)	140,853,730
目標業務日以内に交付した回数	21業務日以内の交付	12,579件	3,011件	—	—	—		決算額(千円)	132,797,550
達成度合	—	100%	100%	—	—	—		経常費用(千円)	177,551,096
								経常利益(千円)	△69,071,951
								当期総利益(千円)	0
								従事人員数	57.9
									57.9
									53.6
									53.6

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、畜産振興事業全体に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当される。なお、当期総利益のマイナスは、リース債務とこれに係る減価償却費の差である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 経営安定対策	1 経営安定対策	○1 経営安定対策				

<p>(1) 畜産関係業務</p> <p>① 畜産業振興事業</p> <p>ア 肉用牛対策</p> <p>肉用牛経営の安定化のための補填金の交付等を行う。</p>	<p>(1) 畜産関係業務</p> <p>① 畜産業振興事業</p> <p>ア 肉用牛対策</p> <p>肉用牛生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補填金の交付等を行う。</p>	<p>(1) 畜産関係業務</p> <p>① 畜産業振興事業</p> <p>◇ア 肉用牛対策</p> <p>(ア) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る所要(当面の必要額)の基金造成</p> <p>b: 取り組みは十分であった</p> <p>c: 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d: 取り組みは不十分であった</p> <p>(イ) 都道府県団体による生産者への迅速な交付について各種会議等での指導</p> <p>b: 取り組みは十分であった</p> <p>c: 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d: 取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的に、肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る補填金を月ごとに交付できるよう、毎年度、月ごとに生産者積立金に対応した基金造成必要額について基金造成を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 b</p> <p>毎年度、補填金の交付に必要な基金造成額を月ごとに把握し、適切に基金を造成しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>		
<p>イ 養豚対策</p> <p>養豚経営の安定化のための補填金の交付等を行う。</p>	<p>イ 養豚対策</p> <p>養豚生産者の経営の安定を図るため、価格の低落等により生産者の収益性が悪化した場合に</p>	<p>◇イ 養豚対策</p> <p>生産者補填金の的確な交付</p> <p>分母を養豚補填金を交付した回数とし、分子を当該補填金を 21</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>養豚経営安定対策事業に係る補填金を、平成 25 年度においては、交付申請書を受理した日から 21 業務日以内に全て交付した</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 b</p> <p>交付が行われた際には、的確かつ迅速に補填金を交付しており、中期計画通りに実施されると見込</p>		

	的確に補填金の交付等を行う。	業務日以内に交付した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	(3,011件)。なお、平成26年度から平成28年度においては、平均粗収益が平均コストを上回ったため、交付されなかった。	まれる。 ＜課題と対応＞ 特になし		
ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。 本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策を行う。 本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、不断の見直しを行う。	ウ 補完対策 経営安定対策の補完対策の事業の効率的かつ適正な実施 分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は巡回指導を行った事業数とする。 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった	＜主要な業務実績＞ 経営安定対策の補完対策にあつては、毎年度、全ての新規・拡充事業について、事業説明会を実施した。 (第1の5の(3)の②参照) なお、本対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等を踏まえ、毎年度、農林水産省において見直しを行っているが、機構からは事業の実施状況や現場の要望などの情報を提供している。	＜評定と根拠＞ 評定b (新規・拡充事業における事業説明会、巡回指導については、第1の5の(3)の②参照) 農林水産省が毎年度見直し、機構に要請した事業について、効率的かつ適正に実施しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。 ＜課題と対応＞ 特になし		
3 緊急対策	3 緊急対策	○3 緊急対策				
(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、	(1) 畜産関係業務 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等	◇(1) 畜産関係業務 口蹄疫等悪性伝染病発生時等における畜産農家及び畜産関係者への影響緩和	＜主要な業務実績＞ 配合飼料の高騰対策(平成25年度及び26年度)、国の補正予算により措置された緊急経済対策(平成25年度及び26年度)、	＜評定と根拠＞ 評定b 配合飼料価格の高騰対策、台風、地震等の天災による被害対策、国の緊急経済対策等に係る国の要		

<p>口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮する。</p>	<p>の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。</p> <p>また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮するものとする。</p>	<p>対策等の実施</p> <p>b：取り組みは十分であった</p> <p>c：取り組みはやや不十分であった</p> <p>d：取り組みは不十分であった</p> <p>（実施した年度のみ評価を行う）</p>	<p>台風被害対策（平成27年度及び28年度）、熊本地震対策（平成28年度）等に係る国の要請等を踏まえ、速やかに実施要綱の改正等を行い、事業を機動的に実施した。</p> <p>これらのうち、災害対策の実施に当たっては、実態把握や現地の要望聴取等のため、現地調査及び説明会（計8回）を実施した。</p>	<p>請等を踏まえ、事業を機動的かつ円滑に行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
--	---	---	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

（予算と決算の乖離理由）

平成26～28年度：子牛価格や牛・豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、関連する補填金等の発動が少なかったこと等のため。

注）当該理由の記載は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づくものであるため、平成26年度以降について記載している。（以下同じ）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-2	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳生産者補給交付金の交付

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加工原料乳 生産者補給 交付金の支 払請求件数	—	49件	47件	44件	44件	43件			予算額(千円)	22,802,660	31,152,593	31,132,457	30,624,106
目標業務日 以内に交付 した件数	18業務日 以内の交付	49件	47件	44件	44件	43件			決算額(千円)	20,173,560	26,869,931	27,843,481	26,202,317
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			経常費用(千円)	20,173,560	26,869,931	27,843,481	26,202,317
受託数量等 を公表した 回数	—	12回	12回	12回	12回	12回			経常利益(千円)	△1,759,113	0	△173,569	△6,019,250
目標業務日 以内に公表 した回数	9業務日以 内の公表	12回	12回	12回	12回	12回			当期総利益(千円)	0	0	0	0
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数	5.10	5.10	5.30	5.30

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、加工原料乳生産者補給交付金の交付事業全体に関するもの（指定生乳生産者団体へ交付される交付金が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成25及び28年度の経常利益のマイナスに対しては、前中期目標期間繰越積立金取崩額を充当し、平成27年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益を充当したため、当期総利益は0円となる。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
1 経営安定 対策 (1) 畜産関係 業務	1 経営安定対 策 (1) 畜産関係業務 ②加工原料乳生	○ 1 経営安定 対策 (1) 畜産関係業務 ② 加工原料乳				

②加工原料乳生産者補給交付金の交付	産者補給交付金の交付	生産者補給交付金の交付				
ア 加工原料乳生産者補給交付金については、特別な事由を除き、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。	ア 加工原料乳生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。	◇ア 生産者補給交付金の交付分母を支払請求件数とし、分子を18業務日以内に交付した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	＜主要な業務実績＞ 加工原料乳生産者補給交付金については、毎年度、指定生乳生産者団体から交付申請書を受理した日から18業務日以内に全て交付した。また、当該交付金業務の一層の迅速化を図るため、指定生乳生産者団体に対して「加工原料乳生産者補給交付金交付関係業務の迅速化等について」の文書を発する等指導を行った。	＜評定と根拠＞ 評定b 毎年度、支払請求があった全てについて18業務日以内に交付しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  ＜課題と対応＞ 特になし		
イ ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した後に速やかに公表する。	イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に公表する。	◇イ 受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報の公表分母を公表回数とし、分子を9業務日以内に公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	＜主要な業務実績＞ 指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報については、毎年度、全て9業務日以内に公表した。また、事務処理の迅速化等を図るため、都道府県及び指定生乳生産者団体へ文書を発し、相互連絡等について指導を行った。	＜評定と根拠＞ 評定b 毎年度、加工原料乳認定数量等に係る情報を全て9業務日以内に公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  ＜課題と対応＞ 特になし		

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成 26 及び 28 年度：生乳生産の減少に伴う加工原料乳向け生乳数量が減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みより下回ったため。

平成 27 年度：加工原料乳のうち、チーズ向け生乳数量がかなり減少したことにより、加工原料乳生産者補給交付金の交付数量が見込みより下回ったため。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-3	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	8回	6回	4回	4回	4回			予算額（千円）	21,330,466	21,332,632	21,333,516	20,313,771
目標業務日以内に交付した回数	14業務日以内の交付	8回	6回	4回	4回	4回			決算額（千円）	4,191,114	3,434,023	2,786,953	2,151,199
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			経常費用（千円）	4,191,114	3,434,023	2,786,953	2,151,199
肉用子牛生産者補給交付金等を交付した回数	—	4回	4回	4回	4回	4回			経常利益（千円）	△13,734	△1,959	△2,752,997	△2,118,439
目標業務日以内に交付状況を公表した回数	5業務日以内の公表	4回	4回	4回	4回	4回			当期総利益（千円）	0	0	10,465,393	△2,118,439
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数	4.20	4.20	4.20	4.20

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、肉用子牛生産者補給交付金等交付事業全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。
- 2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益（返還金）が充当されるため、平成25及び26年度の当期総利益は0円となる。平成27年度は業務対象年間終了に伴う返還金があり、当期総利益は105億円となる。平成28年度は、当期総利益はマイナス21億円であり、これに対しては積立金を取り崩して充当する予定である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
1 経営安定対策 (1) 畜産関係業	1 経営安定対策 (1) 畜産関係業	○1 経営安定対策 (1) 畜産関係業				

<p>務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付</p>	<p>務 ③肉用子牛生産者補給交付金の交付</p>	<p>務 ③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付</p>				
<p>ア 肉用子牛生産者補給交付金については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>	<p>ア 交付業務の迅速化 肉用子牛生産者補給交付金については、事務処理の迅速化等により、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p>	<p>◇ア 生産者補給交付金の交付 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数と生産者積立助成金を交付した回数の合計回数とし、分子をそれぞれの交付金等を14業務日以内に交付を完了した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成 25～28 年度に交付した肉用子牛生産者補給交付金及び生産者積立助成金については、毎年度、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に全て交付した。また、交付業務の迅速化のため、全国会議の開催を通じた事務スケジュールの順守の徹底、指定協会に対する四半期ごとの事務連絡文書による周知等を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、交付申請書を受理した日から14業務日以内に全て交付しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
<p>イ ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付が終了した後に速やかに公表する。</p>	<p>イ 交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交</p>	<p>◇イ ホームページ等による交付状況等の公表 (ア) 5業務日以内の公表 分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を5業務日以内に公表を行った回数とする。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 生産者補給交付金の交付実績については、毎年度、交付を終了した日(発動がないときは平均売買価格告示日)から全て5業務日以内に公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表できており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		

	<p>付を終了した日から5業務日以内に公表する。</p> <p>また、生産者に対して生産者補給金等交付通知書（葉書）を送付すること等により、情報提供の質の向上を図る。</p>	<p>b：達成度は、100%であった c：達成度は、70%以上 100%未満であった d：達成度は、70%未満であった</p> <p>(イ) 生産者補給金交付通知書（葉書）の活用 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資するため、生産者補給金等の発動があった平成25年度及び平成26年度において、生産者補給金交付通知書（葉書）を活用し、肉用子牛生産者に対し、同制度に関する情報を提供した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 生産者補給金等の発動があった平成25年度及び平成26年度において、生産者補給金交付通知書（葉書）を活用し、同制度に関する情報の提供を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
--	---	---	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由) 平成26～28年度：肉用子牛の平均売買価格が全品種で高騰し、保証基準価格を上回ったことから、生産者補給交付金の発動がなかったため。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-4	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
買入れ又は 売渡しの実 施回数	—	—	—	—	—	—	—		予算額（千円）	69,503	70,418	159,456	154,745
目標業務日 以内に買入 れ又は売渡 しを実施し た回数	30 業務日 以内の買入 れ又は売渡 しを実施 した回数	—	—	—	—	—	—		決算額（千円）	0	0	82,965	78,773
達成度合	—	—	—	—	—	—	—		経常費用（千円）	0	0	82,965	78,773
指定食肉の 需給動向の 公表月数(計 画値)	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月		経常利益（千円）	0	0	0	307
指定食肉の 需給動向の 公表月数(実 績値)	—	12月	12月	12月	12月	12月	12月		当期総利益(千円)	0	0	0	307
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	0	0	4.70	4.70
国が保管計 画の認定を 行った回数	—	—	—	—	—	—	—						
目標業務日 以内に調整 保管の交付 決定を行っ た回数	14 業務日 以内の交付 決定	—	—	—	—	—	—						
達成度合	—	—	—	—	—	—	—						

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定食肉の売買事業等に関するものの他、平成27年度以降はこれらに係る情報収集提供事業に関するものを掲載している。

- 2) 主要なインプット情報については、平成 26 年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成 27 年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日)を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。
- 3) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 4) 平成 28 年度は、運営費交付金収益化基準の改訂により当期総利益が計上される。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価(見込)に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
				業務実績	自己評価		
	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 指定食肉の価格安定を図るため、指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に売買業務を実施する。	2 需給調整・価格安定対策  (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に売買業務を実施する。  イ 指定食肉の	○ 2 需給調整・価格安定対策  ◇ (1) 畜産関係業務 ① 指定食肉の売買 ア 30 業務日以内の買入れ又は売渡しの実施 分母を指定食肉の買入れ又は売渡しの実施回数とし、分子を当該買入れ又は売渡しを決定した日から 30 業務日以内に買入れ又は売渡しを実施した回数とする。 b : 達成度合は、100%であった c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった d : 達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 平成 25~28 年度に指定食肉の買入れは実施しなかった。	<評定と根拠> 評定一  <課題と対応> 特になし		
		イ 指定食肉の	イ 指定食肉の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		

	買入れ・売渡しを適確に実施するため、指定食肉の需給動向を定期的に把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。	需給動向の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	指定食肉の価格安定に資するため、毎年度、日々の卸売価格、機構が行う各種調査の結果を取りまとめ、日、週及び月単位でホームページにおいて公表した。また、牛肉及び豚肉の需給動向に関する情報を情報誌に掲載するとともに、需給予測を毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績の乖離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。	評価b 毎年度、指定食肉等の需給動向等を、定期的に公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし		
② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、国が保管計画の認定を行った場合は、認定した日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を定期的に把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。	② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助 ア 畜産物の需給動向の把握 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった  イ 14業務日以内の調整保管の開始 分母を国が保管計画の認定を行った回数とし、分子を当該保管	<主要な業務実績> 畜産物の価格安定に資するため、毎年度、牛肉、豚肉、鶏卵については日々の卸売価格を、また、乳製品は毎月の大口需要者価格を、それぞれ確認・把握し、需給動向を分析した。	<評価と根拠> 評価b 毎年度、畜産物の需給動向を把握しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし		
			<主要な業務実績> 平成25～28年度に国において、生産者団体等による畜産物の調整保管に係る計画の認定は行われなかった。	<評価と根拠> 評価一  <課題と対応> 特になし		

			<p>計画の認定日から14業務日以内に調整保管の交付決定を行った回数とする。</p> <p>b：達成度は、100%であった</p> <p>c：達成度は、70%以上100%未満であった</p> <p>d：達成度は、70%未満であった</p> <p>(実施した年度のみ評価を行う)</p>			
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>(予算と決算の乖離理由)</p> <p>平成26～28年度：指定食肉売買事業及び調整保管事業は、指定食肉等の価格の動向から実施に至らなかったため。</p>
--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-5	2 需給調整・価格安定対策 (1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）			
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
指定乳製品等の輸入の契約数	—	—	—	193件	133件	76件		予算額（千円）
目標業務日以内に売渡した契約数	20業務日以内の売渡し	—	—	193件	133件	76件		決算額（千円）
達成度合	—	—	—	100%	100%	100%		経常費用（千円）
国から通知を受けた輸入数量	全量の輸入	137,202トン	137,202トン	137,202トン	137,202トン	137,202トン		経常利益（千円）
輸入入札に付した数量	—	137,211トン	137,208トン	137,206トン	137,214トン	137,203トン		当期総利益（千円）
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数
国が指示する方針による売渡計画の数量	計画の確実な実施	14,084トン	21,699トン	22,656トン	27,263トン	29,753トン		
売渡入札に付した数量	—	14,084トン	21,699トン	22,656トン	27,263トン	29,753トン		
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%		
需給に関する情報の公表月数（計画値）	12月	12月	12月	12月	12月	12月		
需給に関する情報の公表月数（実績値）	—	12月	12月	12月	12月	12月		

達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%											
売買実績に係る情報の公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回											
目標業務日以内に公表した回数	19 業務日以内の公表	12回	12回	12回	12回	12回											
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%											

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、指定乳製品等の輸入・売買事業全体に関するもの（輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益は、同一勘定（補給金等勘定）の加工原料乳生産者補給金等に充当した後の額。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価					
			業務実績	自己評価				
2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策	<主要な業務実績> 指定乳製品の安定的な供給を確保する観点から、平成26～28年度に農林水産大臣から輸入承認を受けたバター及び脱脂粉乳については、全て機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行った（平成25年度は指定乳製品等の価格が著しく騰	<評定と根拠> 評定b 平成26～28年度に農林水産大臣から追加輸入承認を受けた品目のうち、中期計画等のただし書きによるものを除く全てについて20業務日以内の売渡しを行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。				
(1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた	(1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた	(1) 畜産関係業務 ③ 指定乳製品等の輸入・売買 ◇ア 20業務日以内の需要者へ売渡しの実施 分母を輸入の契約数とし、分子を当該輸入に係る乳製品を20業務日以内に売渡した契約数とする。 ただし、20業務日以内の売渡しが必要に悪影響を及ぼすと認められる場合を						

<p>日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。</p>	<p>日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p>	<p>除く。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった (実施した年度のみ評価を行う)</p>	<p>貴する等の事態とならなかったことから、実績なし)。 なお、輸入業務委託契約を締結した平成27年度の脱脂粉乳5,000トン、平成28年度(5月追加公表)のバター2,000トン及び脱脂粉乳2,000トンについては、国内の需給に悪影響を及ぼさないよう、中期計画等のただし書きにより、20業務日以内の売渡しの対象から除外した。  (参考) 平成26年度のバター需給は、前年度の猛暑や酪農家の離農等で生乳生産量が減少し、バター生産量及び在庫量が大きく減少した。 このような状況から、機構では2度にわたり、10,000トンの追加輸入の措置を講じ、需給の安定に努めたが、平成26年末のバター需要期において、小売店等でバターの品薄が生じた。 これを踏まえ、農林水産省と協議の上、平成27年度からバターの輸入業務に関連し、以下のような、運用の改善を図った。</p>	<p>特になし</p>	
-------------------------------	--	--	--	-------------	--

			<p>1 輸入決定時期の明確化</p> <p>2 輸入品の引渡時期の早期化</p> <p>3 洋菓子店等でも直接利用できる形（1～5 kg、冷凍）のバターを輸入対象に追加</p> <p>また、バターの需給安定のためには、情報収集及び発信が重要であることから、平成27年度に次のとおり取り組みを強化した。</p> <p>1 機構ホームページにおいて、「バターの安定供給に向けた独立行政法人農畜産業振興機構の取り組み」を公表した。</p> <p>2 新たに全国の小売店（スーパーマーケット）でのバターの販売状況（POS データ）として販売量及び販売価格を定期的に取りまとめ、公表している。</p> <p>平成27年度はこうした取組に加えて、国内の生乳生産量の増加に伴い、乳業メーカーがバターの供給量を増やしたこと、乳業メーカーが小売用バターの製造により注力できるよう、機構が10,000 トンの業務用バターを追加輸入したことなどから、平成28年1月以降、バタ</p>		
--	--	--	---	--	--

<p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>イ 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を確実に輸入するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。</p>	<p>◇イ 国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入及び手当て 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>◇ウ 国が指示する方針による、指定乳製品の的確な売り渡し等 (ア) 指定乳製品等の的確な売り渡し 分母を国が指示する方針による売渡計画の数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。 b：達成度合は、100%であった</p>	<p>一の店頭調査における家庭用バターの商品率はほぼゼロで推移している。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 国家貿易機関として、毎年度、国際約束に従って国が定めて機構に通知する数量の全量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入契約を締結した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 毎年度、国から通知を受けた数量の全量について、輸入入札に付した上で契約を締結しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
			<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、四半期ごとに農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ及び調製ホエイ、デイスプレッド並びにバターオイルを売渡入札に付した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 毎年度、指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売渡入札に付しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p>			

		<p>c : 達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d : 達成度合は、70%未満であった</p> <p>(売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。)</p>		特になし		
	<p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p>	<p>(イ) 需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握</p> <p>b : 取り組みは十分であった</p> <p>c : 取り組みはやや不十分であった</p> <p>d : 取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、毎年度、四半期ごとに大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等に関して意見交換を行った。</p> <p>また、機構の売渡入札における落札需要者からも輸入乳製品に関する要望・意見等を把握するとともに、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 b</p> <p>毎年度、需要者の要望・意見等を把握しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>		
	<p>ウ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、</p>	<p>◇エ 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報の公表</p> <p>分母を12月とし、分子を上記のとおり公表した月数とする。</p> <p>b : 達成度合は、100%であった</p> <p>c : 達成度合は、</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳生産量、用途別処理乳の生産量等を把握するとともに、形態別バターの需給調査を実施し、ホームページにおいて公表した。ま</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定 b</p> <p>毎年度、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を毎月公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p>		

	ホームページ等においてその情報を公表する。	70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	た、バター及び脱脂粉乳の需給予測を行い、毎月ホームページにおいて公表した。 なお、需給予測については、予測と実績の乖離状況等を分析の上、ホームページにおいて公表した。			
ウ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	エ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条の4に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の19日までに公表する。	◇オ 売買実績に係る情報の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月19日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 売戻相手先に対して輸入許可書の速やかな提出を依頼すること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、ホームページにおいて翌月の19日までに毎月公表した。	<評定と根拠> 評定b 毎年度、全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月の19日までに公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし		

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-6	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務 ① 指定野菜価格安定対策事業 ② 契約指定野菜安定供給事業 ⑤ ホームページ等による業務内容等の公表

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(指定野菜)	—	955件	1,123件	1,435件	869件	821件			予算額(千円)	21,767,519	21,781,682	21,897,813	22,371,882
目標業務日以内に交付した件数	11業務日以内の交付	955件	1,123件	1,435件	869件	821件			決算額(千円)	9,688,130	9,194,439	6,351,258	9,225,343
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			経常費用(千円)	9,216,810	8,880,360	5,872,431	8,965,430
登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数(契約指定野菜)	—	24件	36件	63件	21件	73件			経常利益(千円)	0	0	△411,972	△2,747
目標業務日以内に交付した件数	22業務日以内の交付	24件	36件	63件	21件	73件			当期総利益(千円)	0	0	0	0
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数	13.50	13.50	13.60	13.60
リレー出荷の特例措置に係る周知を図る者の総数(計画値)	500者以上	—	500者	500者	500者	500者							

リレー出荷の特例措置に係る周知を図った者の総数(実績値)	—	—	1,343 者	1,307 者	1,737 者	1,203 者													
達成度合	—	—	269%	261%	347%	241%													
交付予約数量等の公表月数(計画値)	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月													
交付予約数量等の公表月数(実績値)	—	12 月	12 月	12 月	12 月	12 月													
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%													

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、野菜生産出荷安定対策事業全体に関するもの(生産者等へ交付される補助金等が含まれる。)を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日)を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成27及び28年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益(返還金等)が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価(見込)に係る自己評価							
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				
			業務実績	自己評価			
1 経営安定対策 (2) 野菜関係業務	1 経営安定対策 (2) 野菜関係業務	○ 1 経営安定対策 (2) 野菜関係業務					
① 指定野菜価格安定対策事業  指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体	① 指定野菜価格安定対策事業  指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団	◇① 指定野菜価格安定対策事業  生産者補給交付金等の交付分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち	<主要な業務実績> 毎年度、生産者補給交付金等の交付については、申請書等の迅速な確認をすることにより、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に全て交付した。	<評定と根拠> 評定b 毎年度、交付申請のあった全てについて11業務日以内に交付しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応>			

<p>等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p>	<p>11業務日以内に交付した件数とする。  b：達成度合は、100%であった  c：達成度合は、70%以上100%未満であった  d：達成度合は、70%未満であった</p>		<p>特になし</p>		
<p>② 契約指定野菜安定供給事業  契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p>	<p>② 契約指定野菜安定供給事業  契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、事務処理の迅速化等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に交付する。</p>	<p>② 契約指定野菜安定供給事業  ◇ア 生産者補給交付金の交付  分母を登録出荷団体等別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち22業務日以内に交付した件数とする。  b：達成度合は、100%であった  c：達成度合は、70%以上100%未満であった  d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  毎年度、生産者補給交付金等の交付については、申請内容について、電話による確認を個別に行うこと等により、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から22業務日以内に全て交付した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  毎年度、交付申請があった全てについて22業務日以内に交付しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>		
<p>また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、国によるリレー出荷の特例措置に係</p>	<p>また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中30グループ以上のリレー出荷の特</p>	<p>◇イ リレー出荷に係る特例措置の周知  分母を説明会の開催やパンフレットの配布を通じて周知を図る者の総数500者</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  毎年度、リレー出荷の特例措置等に係るパンフレットを、500者を大幅に上回る機構登録生産者、法人協会に所属する野菜生産者等に配布</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定b  毎年度、リレー出荷の特例措置等に係る周知等を十分に実施し、30グループ以上が国により認定されたことから、中期計画通りに実</p>		

<p>る認定が、中期目標期間中 30 グループ以上行われることを目標に、本特例措置の効果的な周知を行い、機構が設定する効果的な周知等に係る目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p>	<p>例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年 2 回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年 500 以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。</p> <p>また、効果的な周知に係る当該目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に関する見直しを行う。</p>	<p>とし、分子をこれらの周知活動を通じて周知を図った実績者数とする。</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>するとともに、野菜の交流会等を活用し説明会を実施した。</p> <p>これらの取組により、35 グループのリレー出荷の特例措置に係る認定が国によりなされた。</p>	<p>施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価</p>	<p>⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報を、</p>	<p>◇⑤ ホームページ等による業務内容等の公表</p> <p>野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び価格等の公表</p> <p>分母を 12 月とし、分子を公表した月数とする。</p> <p>b：達成度合</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>毎年度、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び交付金額について、毎月ホームページに掲載するとともに、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価 b</p> <p>毎年度、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量、価格等に関する情報について、毎月公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		

<p>格等に関する情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>原則として毎月公表する。</p>	<p>は、100%であった  c : 達成度合は、70%以上100%未満であった  d : 達成度合は、70%未満であった</p>	<p>均販売価額をホームページに掲載した。</p>			
-------------------------------	---------------------	---	---------------------------	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の乖離理由)  平成 26～28 年度：指定野菜の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、交付金額が予算額を下回ったため。</p>



2) 主要なインプット情報については、平成 26 年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成 27 年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日)を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 経常利益のマイナスに対しては、臨時利益(返還金等)が充当されるため、当期総利益は 0 円となる。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価(見込)に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
1 経営安定対策 (2)野菜関係業務	1 経営安定対策 (2)野菜関係業務	○1 経営安定対策 (2)野菜関係業務				
③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、事務処理の迅速化等により、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。	◇③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目ごとの交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。 b:達成度合は、100%であった c:達成度合は、70%以上 100%未満であった d:達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、助成金の交付については、申請書等の迅速な確認・決裁に努めた結果、交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、交付申請のあった全てについて 11 業務日以内に交付しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし		
④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生	④ 野菜農業振興事業 野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化に関	◇④ 野菜農業振興事業 国、事業実施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な	<主要な業務実績> 毎年度、機構主催の会議等において契約野菜収入確保モデル事業の説明を行うとともに、業界紙への広告掲載、法人協	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、事業の積極的な PR に努めるとともに、事業の効率的かつ適正な実施を図るための規程の		

<p>産・流通の合理化に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった (実施した年度のみ評価を行う。)</p>	<p>会等を通じたパンフレットの配布等を実施し、事業の普及を図り、採択したもののうち、天候不順等に伴う出荷減により予定収入を下回った場合等、事業が発動した事業実施主体に交付金を交付した。 併せて、事業実施主体からのヒアリング等により、事業の効果及び課題を検証し、その結果等について農林水産省へ報告の上、協議を行い、対象要件の緩和等を図るための要領改正を行った。</p>	<p>改正を行うなど、事業の機動的・弾力的な実施に資する取り組みを行い、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p>	
<p>2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務  ①野菜農業振興事業 野菜農業振</p>	<p>2 需給調整・価格安定対策  (2)野菜関係業務  ① 野菜農業振興事業 野菜農業振興事</p>	<p>○ 2 需給調整・価格安定対策 (2)野菜関係業務  ◇① 野菜農業振興事業の実施 ア 国、事業実</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、国、事業実施主体等と連携</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>
<p>①野菜農業振興事業 野菜農業振</p>	<p>① 野菜農業振興事業 野菜農業振興事</p>	<p>◇① 野菜農業振興事業の実施 ア 国、事業実</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、国、事業実施主体等と連携</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、野菜農業</p>	

<p>興事業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>業は、野菜の需給調整を図るため、野菜の需給の調整に関する事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p>	<p>施主体等との連携に基づく野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p>	<p>し、野菜農業振興事業（産地情報調査員設置事業、野菜緊急需給調整推進助成事業等）を実施し、交付金を交付した。また、野菜需給協議会等各種会議の場を活用して事業の普及・推進を図った。  加工・業務用野菜生産基盤強化事業については、事業実施主体等と連絡・調整を密に行い、事業実施計画の承認等を踏まえ、交付金を交付した。また、本事業の課題を整理し、その結果等について農林水産省へ報告の上、協議を行い、事業計画の変更要件を緩和するための要領改正等を行った。</p>	<p>振興事業の普及・推進を図るとともに、事務負担の軽減に向けて規程の改正を行うなど、事業の機動的・弾力的な実施に資する取り組みを行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>		
<p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p>	<p>また、緊急需給調整事業については、国による個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証及び関係者の意見等を踏まえたメニューの廃止も含めた見直しを行う。</p>	<p>イ 緊急需給調整事業の見直しに向けた検討  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  緊急需給調整事業の見直しに向け、事業に参加している登録出荷団体等に対するアンケート調査、ヒアリング等を実施し、その結果を踏まえ、事業の必要性や事業メニューの内容について検討した。  また、検討結果を機構の見直し案として取りまとめ、農林水産省と協議を実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定 b  毎年度、緊急需給調整事業の見直しに向けた取り組みを実施し、農林水産省が行う事業の見直しに資することができたことから、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  特になし</p>		

<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、ホームページ等において、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。</p>	<p>② ホームページ等による業務内容等の公表 野菜の需給・価格等に関する的確な情報の公表 分母を12月とし、分子を公表した月数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>この結果、農林水産省では、農業競争力強化プログラム等を踏まえ、野菜価格安定制度見直しの一環として、本事業について見直しを行うこととしている。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; 生産者の経営判断に資するよう、指定野菜等の需給・価格の見通しを毎月2回公表するとともに、野菜の需給・価格に関する統計データについて、毎月ホームページで公表した。また、野菜需給協議会の概要等についても公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、野菜の需給・価格に関する統計データ及び野菜需給協議会等の概要等を定期的に公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
<p>3 緊急対策  (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>3 緊急対策  (2)野菜関係業務 野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。</p>	<p>○3 緊急対策  ◇(2)野菜関係業務 野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 国の補正予算により措置された緊急経済対策（加工・業務用野菜生産基盤強化事業、平成25年度）に係る国からの要請等を踏まえ、速やかに実施要領の制定を行い、事業を機動的に実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 国の緊急経済対策に係る国の要請等を踏まえ、事業を機動的かつ円滑に行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt;</p>		

		d : 取り組みは 不十分であった (実施した年度 のみ評価を行 う)		特になし		
--	--	---	--	------	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の乖離理由)

平成 26～28 年度：特定野菜等の卸売価格が、天候不順による生育遅れ等により、平均価格を上回った期間が長かったことから、助成金額が予算額を下回ったため。



数														
目標の期日 までに公表 し回数	翌月 15 日 までの公表	12 回												
達成度合		100%	100%	100%	100%	100%								

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、甘味資源作物交付金の交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成28年度の当期総利益はマイナスとなっており、繰越欠損金として整理。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
1 経営安定 対策 (3) 砂糖関係業 務	1 経営安定対策 (3) 砂糖関係業 務	○ 1 経営安定 対策 (3) 砂糖関係業 務				
① 甘味資源 作物交付金の 交付 甘味資源作 物交付金につ いては、機構が 指定する電磁 的方法による 概算払請求に おいて、対象甘 味資源作物生 産者からの概 算払請求書を 受理した日か ら8業務日以 内に交付する。	① 甘味資源作物 交付金の交付 甘味資源作物交 付金については、事 務処理の迅速化等 により、機構が指定 する電磁的方法に よる概算払請求に おいて、対象甘味資 源作物生産者から の概算払請求書を 受理した日から8 業務日以内に交付 する。	◇① 甘味資源 作物交付金の交 付 分母を機構が 指定する電磁的 方法による概算 払請求があっ た、甘味資源作 物交付金の概算 払請求の総件数 とし、分子を8 業務日以内に交 付を完了した件 数とする。 b：達成度合は、 100%であった c：達成度合は、 70%以上 100% 未満であった d：達成度合は、 70%未満であっ た	<主要な業務実績> 毎年度、甘味資源 作物交付金につ いては、進行管理表に基 づく進行管理を徹底 することにより、概 算払請求を受理した 日から8業務日以内 に全て交付した。	<評定と根拠> 評定b 毎年度、交付申請 のあった全てにつ いて8業務日以内に交 付しており、中期計 画通りに実施される と見込まれる。  <課題と対応> 特になし		

<p>② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>② 国内産糖交付金の交付 国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p>	<p>◇② 国内産糖交付金の交付 分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児島県産甘しゅ糖、沖縄県産甘しゅ糖の申請書受理期の合計とし、分子を18業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、国内産糖交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、交付申請を受理した日から18業務日以内に全て交付した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、交付申請のあった全てについて18業務日以内に交付しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>				
<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p>	<p>◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公表するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月15日までに、毎月ホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 月ごとの交付決定数量を翌月15日までに公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>				

			70%未満であった				
2 需給調整・価格安定対策	2 需給調整・価格安定対策	○ 2 需給調整・価格安定対策					
(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を速やかに公表する。	(3) 砂糖関係業務 砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。	◇ (3) 砂糖関係業務 輸入指定糖・異性化糖等の売買実績の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月15日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、砂糖の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ及び売戻しにおける月ごとの売買実績について、翌月15日までに、毎月ホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定 b 月ごとの売買実績を翌月15日までに公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし			

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-9	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 ② 国内産いもでん粉交付金の交付 ③ ホームページ等による業務内容等の公表 2 需給調整・価格安定対策 (4) でん粉関係業務

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数	—	87件	87件	96件	86件	80件			予算額(千円)	12,113,869	12,069,578	13,014,632	13,645,085
目標業務日以内に交付した件数	8業務日以内の交付	87件	87件	96件	86件	80件			決算額(千円)	10,917,219	11,030,563	12,181,052	13,386,177
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			経常費用(千円)	10,916,738	11,030,299	12,181,052	13,386,225
国内産いもでん粉交付金の申請書の受理期の合計	—	48期	48期	49期	48期	48期			経常利益(千円)	△1,243,374	△218,605	△494,715	4,323
目標業務日以内に交付した期の合計	18業務日以内の交付	48期	48期	49期	48期	48期			当期総利益(千円)	0	0	0	4,323
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%			従事人員数	13.10	13.10	13.08	13.08
交付決定数を公表した回数	—	12回	12回	12回	12回	12回							
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回							
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%							
売買実績を	—	12回	12回	12回	12回	12回							

公表した回数														
目標の期日までに公表した回数	翌月の15日までの公表	12回	12回	12回	12回	12回								
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%								

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、でん粉原料用いも交付金交付事業等の全体に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日）を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成25～27年度の経常利益のマイナスに対しては、臨時利益（返還金）及び前中期目標期間繰越積立金取崩額（平成26及び27年度は後者のみ）が充当されるため、当期総利益は0円となる。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価					
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ① でん粉原料用いも交付金の交付 でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。	○1 経営安定対策 (4) でん粉関係業務 ◇① でん粉原料用いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付を完了した件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった	<主要な業務実績> 毎年度、でん粉原料用いも交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、概算払請求を受理した日から8業務日以内に全て交付した。	<評定と根拠> 評定b 毎年度、交付申請のあった全てについて8業務日以内に交付しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし	

<p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。</p>	<p>② 国内産いもでん粉交付金の交付 国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。</p>	<p>◇② 国内産いもでん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理期の合計とし、分子を 18 業務日以内に交付を完了した期の合計とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、国内産いもでん粉交付金については、進行管理表に基づく進行管理を徹底することにより、交付申請を受理した日から 18 業務日以内に全て交付した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、交付申請のあった全てについて 18 業務日以内に交付しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	
<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を速やかに公表する。</p>	<p>③ ホームページ等による業務内容等の公表 本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。</p>	<p>◇③ ホームページ等による業務内容等の公表 でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表 分母を公表回数とし、分子を翌月 15 日までに公表した回数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、でん粉の制度の仕組みについて、ホームページにおいて公開するとともに、でん粉原料いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量について、翌月 15 日までに、毎月ホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 月ごとの交付決定数量を翌月 15 日までに公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>	

<p>2 需給調整・価格安定対策</p> <p>(4) でん粉関係業務 でん粉の内 外価格差の調 整を図るた め、機構の買 入れ・売戻し の申込みをす る者から、調 整金の徴収を 行い、ホーム ページ等にお いて、制度の 仕組みを公開 するとともに 、輸入指定 でん粉等の買 入れ・売戻し における月ご との売買実績 を速やかに公 表する。</p>	<p>2 需給調整・価格安定対策</p> <p>(4) でん粉関係業務 でん粉の内 外価格差の調 整を図るた め、機構の買 入れ・売戻し の申込みをす る者から、調 整金の徴収を 行い、本業 務の透明性を 確保する観点 から、ホーム ページ等にお いて、制度の 仕組みを公開 するとともに 、輸入指定 でん粉等の買 入れ・売戻し における月ご との売買実績 を翌月の15 日までに公表 する。</p>	<p>○ 2 需給調整・価格安定対策</p> <p>◇ (4) でん粉関係業務 輸入指定でん 粉等の売買実 績の公表 分母を公表回 数とし、分子 を翌月15日 までに公表し た回数とする。 b：達成度合 は、100%であ った c：達成度合 は、70%以上 100%未満であ った d：達成度合 は、70%未満 であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、でん粉の 制度の仕組みにつ いて、ホームページ において公開する とともに、輸入 指定でん粉等の 買入れ・売戻し における月ご との売買実績 について、翌 月の15日ま でに、毎月 ホームページ において公表 した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 月ごとの売買 実績を翌月 15日までに 公表しており 、中期計画 通りに実施 されると見 込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
--	--	--	---	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-10	4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1)畜産関係業務 (2)野菜関係業務 (3)砂糖関係業務 (4)でん粉関係業務

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
									予算額（千円）				
									決算額（千円）				
									経常費用（千円）				
									経常利益（千円）				
									行政サービス実 施コスト（千円）				
									従事人員数				

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価					
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1)畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受け	4 資金の流れ等についての情報公開の推進 (1)畜産関係業務 機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受け	○4 資金の流れ等についての情報公開の推進  ◇(1)畜産関係業務 ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までにホームページにおいて公表した。	<評定と根拠> 評定b 毎年度、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。	

<p>た者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、生産者にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 毎年度、生産者にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
<p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含</p>	<p>さらに、機構からの補助金により、事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、公益法人等を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を3年度毎に取りまとめ、当該年度中に機構において公表する。</p>	<p>ウ 機構からの補助金による基金に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった（実施した年度のみ評価を行う）</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 基金管理基準に基づき、以下の基金について、名称、基金額等の基本的事項等をホームページにおいて公表した。 なお、基本的事項等の公表については、補助金適正化法施行令の改正（平成26年10月）を受け、平成27年度に改正した基金管理基準により、当該年度以降、毎年度実施している。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 基金管理基準に基づき、基本的事項等を公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
<p><b>【公表した基金】</b> (27年度：10基金) ・融資準備財産 ・畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金 ・貸付機械取得資金 (2基金)</p>						

<p>め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業準備財産</li> <li>・畜産高度化支援リース基金</li> <li>・加工原料乳等生産者積立金</li> <li>・肥育安定基金</li> <li>・食肉価格安定基金</li> <li>・自給飼料生産効率向上支援リース基金</li> </ul>			
<p>このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用にあたっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記することを始</p>	<p>このほか、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。 また、事業返還金の活用にあたっては、その会計処理についての分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行っていくこととする。</p>	<p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、前年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業の事業返還金を含む経理の流れ等について、事業返還金の活用理由等を付記した上で、わかりやすい内容で9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 毎年度、補助事業の事業返還金を含む経理の流れ等を、わかりやすい内容で9月末までに機構ホームページにおいて公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		

<p>め、積極的に説明責任を果たすものとする。</p> <p>(2)野菜関係業務          機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。</p> <p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。</p>	<p>(2)野菜関係業務          機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。</p> <p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。          これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p>	<p>◇(2) 野菜関係業務          ア 機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進          b：取り組みは十分であった          c：取り組みはやや不十分であった          d：取り組みは不十分であった</p> <p>イ 生産者等への資金に係る情報公開の推進          b：取り組みは十分であった          c：取り組みはやや不十分であった          d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;          毎年度、前事業年度の事業別に、事業実施主体等ごとの交付金額をとりまとめ、9月末までにホームページにおいて公表した。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt;          毎年度、前事業年度の事業別・県別の交付金額をとりまとめ、9月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;          評定b          毎年度、事業別・事業実施主体等別の交付金額を9月末までに公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;          特になし</p>		
<p>(3)砂糖関係業務          機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基</p>	<p>(3)砂糖関係業務          機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を</p>	<p>◇(3) 砂糖関係業務          ア 機構からの補助金による基金等に係る情報公開の推進          b：取り組みは十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;          毎年度、基金の保有状況について、9月末までに公表した。          なお、基金の閉鎖</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;          評定b          毎年度、基金の保有状況について、9月末までに公表しており、中期計画通り</p>		

<p>金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p>	<p>受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに機構において公表する。</p>	<p>c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>により、平成26年12月の時点で、基金残高は0円となっている。</p>	<p>に実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
<p>また、機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。</p>	<p>また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。</p>	<p>イ 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表した。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 毎年度、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、翌月末までに公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
<p>(4)でん粉関係業務 機構が実施する交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの交付金交付対象者に交付した交付</p>	<p>(4)でん粉関係業務 機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した</p>	<p>◇(4)でん粉関係業務 機構から交付金交付対象者への交付金等に係る情報公開の推進 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、その実績及び収支状況について、当該四半期の最終月の翌月末までにホームページにおいて公表</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 毎年度、機構が徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期ごとに取りまとめ、翌月末までに公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p>		

	金の事業別・地域別の総額を公表する。	交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。	不十分であった	した。	<課題と対応> 特になし		
--	--------------------	--	---------	-----	-----------------	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
2-11	5 情報収集提供業務 (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 (2) 情報提供の効果測定等 (3) 需給等関連情報の迅速な提供 (4) 消費者等への情報提供 (5) ホームページの機能強化 (6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 (7) 照会事項に対する対応等

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
情報利用者の満足度に係る指標（5段階評価、目標）	4.0以上	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0				予算額（千円）	757,032	789,409	703,283	699,502	
アンケート調査結果の平均値（実績）	—	4.1	4.1	4.2	4.1	4.1				決算額（千円）	586,310	646,669	583,600	615,324	
達成度合	—	103%	103%	105%	103%	103%				経常費用（千円）	586,108	646,499	583,463	615,324	
需給等関連情報を提供した件数	—	960件	1,181件	1,190件	1,227件	1,251件				経常利益（千円）	0	0	△ 81,155	20,470	
目標の期日までに提供した件数	翌週又は翌月までの公表	960件	1,181件	1,190件	1,227件	1,251件				当期総利益（千円）	0	0	0	21,772	
達成度合	—	100%	100%	100%	100%	100%				従事人員数	32.55	32.55	32.19	32.19	
情報提供した事項に対する照会件数	—	—	7件	6件	6件	4件									
目標業務日以内に対応した件数	翌業務日以内の対応	—	7件	6件	6件	4件									
達成度合	—	—	100%	100%	100%	100%									

注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。一方、主要なインプット情報には、情報収集提供事業全体に関するものを掲載している。

2) 主要なインプット情報については、平成26年度までは概ね部単位の事業等のまとまりごとに整理していたが、平成27年度以降は「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日)を踏まえ、より実態に即して、評価に係る事業等のまとまりごとに整理している。

3) 予算額、決算額は支出額を記載。

4) 平成27年度の経常利益はマイナスとなっているが、これに対しては、臨時利益(返還金等)が充当されるため、当期総利益は0円となる。

5) 平成28年度は、運営費交付金収益化基準の改訂により当期総利益が計上される。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価(見込)に係る自己評価								
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価					
			業務実績	自己評価				
5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○5 情報収集提供業務						
(1) 需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。	◇(1) 需給等関連情報の的確な収集と提供 ① 情報検討委員会における、当該年度の実施状況及び次年度の計画についての検討 b: 取り組みは十分であった c: 取り組みはやや不十分であった d: 取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、情報検討委員会を畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野ごとに開催し、業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む翌年度の計画について検討した。 また、情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の収集及び提供を行った。 海外情報については、長期の海外出張等を活用した収集・提供を行ってきたが、平成	<評定と根拠> 評定b 毎年度、情報検討委員会を分野ごとに計画どおり開催し、検討を行っているほか、前年度情報検討委員会の意見等を翌年度に提供した記事等に適切に反映しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし				

			<p>26・27年度業務実績に関する評価結果を踏まえ、平成28年度に単年度契約として、北米及びEUにおける輸出促進活動の支援及び情報収集の調査事業を実施し、農畜産物の需給等に関する情報の発信や畜産物の輸出促進支援に取り組んだ。なお、本調査については、同地域の情報に対するニーズが強く、調査拠点としても期待ができることから、安定した調査体制とするため、29～31年度の3ヵ年契約として実施することとした。</p> <p>＜主要な業務実績＞  毎年度、外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等について積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。</p> <p>(平成25～28年度の合計)  ①調査報告会の開催：38回  ②外部からの講演依頼：81回  ③新聞等での引用等：5,789件  ④面談等による個別</p>		
	<p>また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。</p>	<p>②調査報告会の開催、講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組  b：取り組みは十分であった  c：取り組みはやや不十分であった  d：取り組みは不十分であった</p>	<p>＜主要な業務実績＞  毎年度、外部の方を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等について積極的に取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。</p> <p>(平成25～28年度の合計)  ①調査報告会の開催：38回  ②外部からの講演依頼：81回  ③新聞等での引用等：5,789件  ④面談等による個別</p> <p>＜評価と根拠＞  評価b  毎年度、調査報告会の開催、講演依頼や個別説明要請等に対して積極的に対応し、調査成果の普及と情報ニーズのより的確な把握に努めており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>＜課題と対応＞  特になし</p>		

<p>(2) 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行う。</p> <p>また、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p> <p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び</p>	<p>(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を実施する。</p> <p>また、中期目標期間中の各事業年度における情報利用者の満足度を指標化し、5段階評価で4.0以上となるようにする。</p> <p>さらに、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合</p>	<p>◇(2) 情報提供の効果測定等</p> <p>① アンケート調査の実施</p> <p>b：取り組みは十分であった</p> <p>c：取り組みはやや不十分であった</p> <p>d：取り組みは不十分であった</p> <p>② 情報利用者の満足度</p> <p>分母を5段階評価の4.0とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の5段階評価の平均値とする。</p> <p>b：達成度合は、100%以上であった</p> <p>c：達成度合は、70%以上 100%未満であった</p> <p>d：達成度合は、70%未満であった</p> <p>③ 情報提供内容等の改善等</p> <p>b：必要がなかった又は十分であった</p> <p>c：必要はあったが、やや不十分であ</p>	<p>説明の要請等：108件</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>毎年度、提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」、「野菜情報」、「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者（平成28年度4,526者）を対象にアンケート調査を実施した。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>情報利用者の満足度を把握するため、毎年度、アンケート調査を実施し、その集計結果は、いずれの年度も5段階評価で目標である4.0を上回った。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>アンケート調査結果等を踏まえ、EUの乳価など需給関連データや、米国や中国における野菜の生産状</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価b</p> <p>毎年度、アンケート調査を適切に実施しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p> <p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価b</p> <p>毎年度、情報利用者の満足度は、中期計画における目標(4.0)を上回っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>特になし</p> <p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価b</p> <p>毎年度、アンケート結果等を踏まえ、情報提供内容について必要な改善を行っ</p>				

<p>業務の合理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とすることを、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>理化を行うとともに、紙媒体での情報提供について、利用者のニーズを踏まえつつ、より効率的な情報提供とすることを、情報提供の効果を検証した上で、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。</p>	<p>った d：必要はあったが、不十分であった</p>	<p>況を毎月提供する等、海外情報の拡充等を行った。 また、情報検討委員会における議論等を踏まえ、情報誌及びホームページの見易さや利便性の向上（従来の HTML 形式に加えて、PDF 形式での情報発信の拡大等）を図るとともに、テーマを定め、情報誌の特別編集を実施（平成 25～28 年度）した。</p>	<p>ており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
		<p>④ 紙媒体での情報提供の実施効果の検証 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、アンケート調査結果の集計、整理・分析と併せて、紙媒体での情報提供の実施効果を検証した。 その結果、①現行通り紙媒体での提供を希望する割合が毎年度 9 割以上であり、②紙媒体での情報提供は、全体の把握の容易さ、閲覧・保存のしやすさなど、メリットがあるとした割合が毎年度 6 割以上であった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 毎年度、アンケート調査結果に基づいた、紙媒体での情報提供の実施効果の検証を行い、紙媒体での情報提供のニーズ及びその理由を的確に把握しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
		<p>⑤ ④を踏まえたホームページによる情報提供への重点化等の取組 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; ホームページによる情報提供の誘導をさらに図るため、alic セミナー、各業務部が所管する会議等の参加者に対し、メールマ</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 毎年度、メールマガジンの発行数の増加などにより、ホームページによる情報提供への重点化をさ</p>		

<p>(3) 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行う。</p>	<p>(3) 需給等関連情報の迅速な提供 情報の提供は、迅速に行うこととし、情報の種類に応じて年度計画に定める期間内に公表を行う。</p>	<p>が、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった</p> <p>◇(3) 需給等関連情報の迅速な提供 ① 情報の期間内の公表 分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。 b：達成度合は、100%であった c：達成度合は、70%以上 100%未満であった d：達成度合は、70%未満であった</p>	<p>ガジンの登録の勧誘を実施したほか、平成27年度からは新たに農業関連サイト等へのメールマガジンの案内を毎月実施した。 また、アンケート調査結果を踏まえ、紙媒体での提供を希望しないとする者への送付を停止した（平成25～28年度：301件）。 （平成29年度3月末現在のメールマガジンの発行数） 平成24年3月末時点との比較 畜産：2,578件（+1,058件） 野菜：2,042件（+928件） 特産：1,620件（+470件）</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; 需給等関連情報の種類に応じ、全てを年度計画に定める期間内に公表した。 （年度計画） 需給関連統計情報：情報収集の翌週まで 需給動向情報：情報収集の翌月まで また、情報検討委員会での要望を踏まえ、ホームページで毎月公表している牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵の需給</p>	<p>らに進めているほか、紙媒体での提供を希望しないとする者への送付を停止しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 毎年度、需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた範囲で迅速に公表しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		

			表の公表日を毎月 8 日から毎月 5 日に早期化した（平成 28 年度）。				
	また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。	② 情報利用者等からの問合せ等があった場合の迅速な対応 b：必要がなかった又は十分であった c：必要はあったが、やや不十分であった d：必要はあったが、不十分であった	<主要な業務実績> 情報利用者等からの問合せについては、情報を保有していなかった場合を除き、全て翌業務日以内に対応した。 なお、情報を保有していなかった場合は、海外の関係機関などを含めて問合せを行い、2 日～37 日後までに対応した。	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし			
(4) 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するよう、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供する。	(4) 消費者等への情報提供 消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。 ① 消費者等のニーズ把握のためのアンケート調査結果等を踏まえ、農畜産物に関する正しい知識の普及、食の安全関連情報等、消費者等の関心の高い情報を積極的に提供	◇(4) 消費者等への情報提供 ① 消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった  ② ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進 b：取り組みは十分	<主要な業務実績> 毎年度、消費者ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケートを実施し、消費者の関心の高い事項、ホームページの改善点等を把握した。	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、アンケート調査を実施し、その結果を翌年度における情報提供の参考としており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし			
			<主要な業務実績> 実施したホームページに係るアンケート結果等を踏まえ、トップページや消費者コーナーのデザインの改修等を通じて、視	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、アンケート結果等を踏まえ、ホームページでのコンテンツの視認性を向上させる等の、消			

	する。	であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	認性の向上を図った。 また、消費者コーナーにおいて、キッズコーナーの新設、動画コンテンツの改修など、消費者への分かりやすい情報提供に努めた。	費者等へのわかりやすい情報提供を推進しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし		
	② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。	③ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催 (指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施) b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 消費者等の理解促進を図るため、肉牛肥育、酪農、野菜の生産現場、砂糖の製造工場、これらの関連団体等を消費者代表の方々と訪問し、訪問先との意見交換会を実施した。 また、農林水産省等が主催する食育推進全国大会、実りのフェスティバルへ出展するなど、機構の業務等について情報を発信した。 さらに、alic セミナーの開催、広報誌の発行等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、計画通りに意見交換会を実施し、参加した消費者代表の方や、alic セミナーへの参加者から高い評価を得るなど、機構業務等への理解促進を図っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし		
(5) 国民に対する情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速	(5) ホームページの活用等 情報提供の充実を図るため、ホームページによる情報提供に重点化して、機構の最新の動向を正確かつ迅速	◇(5) ホームページの機能強化 (指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映) b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや	<主要な業務実績> 毎年度、アクセス解析ソフトによりアクセス数等の集計分析を行い、各部へアクセス分析の結果を提供し、情報提供の充実に活用した。 また、アンケート結	<評定と根拠> 評定 b 毎年度、アクセス分析結果や、前年度のアンケート結果等を踏まえ、ホームページの必要とする情報へのアクセシビリティを改善してお		

<p>に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。</p>	<p>不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>果等を踏まえトップページや各部門別ページにおけるデザインの改善、キッズコーナーの新設などにより、利用者のアクセス向上に努めた。</p>	<p>り、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
	<p>(6) 機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、広報活動を推進する。</p>	<p>◇(6) 広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、各部の幹部職員から構成される広報・システム推進委員会を開催し、ホームページやその他の広報活動の改善・強化につながる方策等を検討し、その結果を踏まえ、ホームページの改善や消費者向け広告の掲載等を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、広報・システム推進委員会において検討した結果を広報活動に反映し、消費者向け広告では、内容が分りやすいとの評価を得る等、国民の理解を深める活動を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
<p>(6) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることと</p>	<p>(7) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報に</p>	<p>◇(7) 照会事項に対する対応等 情報提供した事項に関する照会について翌業務日以内の対応 b：達成度合は、90%以上であった c：達成度合は、50%以上 90%未満であった d：達成度合は、50%未満であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく情報の開示については、適切に対応した。 また、情報提供した事項に対する照会（23 件）については、全て翌業務日以内に回答した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 毎年度、情報提供した事項に対する照会について、全て翌業務日以内に対応しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		

し、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。	については、原則として翌業務日以内に対応する。					
-----------------------------------	-------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
<p>(予算と決算の乖離理由)</p> <p>平成 26～28 年度：農畜産物の需給・価格動向を踏まえ、調査の内容及び回数を見直したこと等から予算額を下回った。</p>

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
3	1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み （支出の削減についての具体的方針及び実績等） 2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定 3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価					
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	◎第3 予算、収支計画及び資金計画			
1 中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行することにより、適切な財務内容の実現を図る。 また、毎年の運営費交付金の算定については、運営	1～3 [略] 4 毎年の運営費交付金の算定については、運営費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。	○1 事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み （支出の削減についての具体的方針及び実績等） b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった	<主要な業務実績> 毎年度、各担当理事に所掌業務に係る事に所掌業務に係る予算の配賦を実施するとともに、業務経費（附帯事務費）の予算額（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により実施された緊急対策を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑	<評定と根拠> 評定b 毎年度、事業費及び一般管理費の節減に係る取り組みを実施しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし	

<p>費交付金債務残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。</p>		<p>なお、本指標の評価にあつては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。</p>	<p>制、一般管理費（人件費を除く。※）の予算額については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行った。 ※平成26年度以降、砂糖勘定及びでん粉勘定における消費税に係る増税額相当等の加算等を除く。</p>			
		<p>○2 法人運営における資金の配分状況（人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等）及び残高の状況にも留意した運営費交付金の適切な算定 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった 経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請又は緊急的事態が</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、必要に応じて、年度計画予算を変更し、資金を適切に配分した。 また、運営費交付金については、運営費交付金算定ルールに基づき算定を行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 毎年度、年度計画予算の変更を通じて資金を適切に配分するとともに、運営費交付金の算定も適切に行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  &lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		

		生じた若しくは生じる恐れがあった場合には、資金の配分を見直し、見直し後の資金の配分に基づき評価する。					
2 資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	また、資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。	○3 「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用 b：運用は適切であった d：運用は不適切であった (指標＝毎月2回以上の運用、有価証券による運用の実施) 経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響を受けることについて配慮する。	<主要な業務実績> 毎年度、「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施した。また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な資金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。	<評定と根拠> 評定b 毎年度、支払に必要な資金については、支払が滞ることがないように、適切に運用した。また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ、有価証券による効率的な運用を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし			

<p>4. その他参考情報</p> <p>(資金の保有状況等)</p> <p>畜産関係の資金として、調整資金及び畜産業振興資金（関連法人等に対する出資金見合等を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金を保有しているが、これらの資金については、国庫等から受け入れた事業財源であり、翌年度以降の事業等に充てるため、「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。</p> <p>(破産更生債権等の管理状況等)</p> <p>旧農畜産業振興事業団が実施していた債務保証業務に係る破産更生債権等については、機構法附則第7条に基づき、機構発足時に2乳業者について破産更生債権等（2.9億円）を承継したところであるが、うち1者は平成19年度に連帯保証人の破産により債権回収が不可能となったことから求償権（0.9億円）を償却済。残る1者について更生債権の弁済計画に基づき求償権の回収を行っていた</p>
--

が、平成 25 年 9 月に破産が確定した。連帯保証人についても平成 27 年 3 月及び 5 月に自己破産が確定し、債権回収が不可能となったことから、平成 27 年 6 月に求償権を償却（1.8 億円）し、平成 27 年 6 月 30 日をもって債務保証勘定を廃止した。また、同年 11 月 2 日に残余財産（4 億円）について国庫納付を行った。

なお、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、新たな債務保証は行っていない。

（関連会社等に対する出資）

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第 8 条及び業務方法書第 252 条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これら関連会社等については、毎年度、全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、指導等を行った。（この内、よつ葉乳業㈱への出資については、平成 29 年 3 月に回収した。）

なお、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

（関連会社等との契約の状況）

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
4	短期借入金の限度額

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価					
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
			業務実績	自己評価	
－	第4 短期借入金の限度額 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。	◎第4 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、用途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入がなかった場合は、本項目の評価は行わない。)  ○1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金 b：借入に至っ	<主要な業務実績> 資金の状況を常に把握した結果、平成25～28年度に借入の必要はなかった。	<評定と根拠> 評定－  <課題と対応> 特になし	

		た理由等は適切であった d：借入に至った理由等は不適切であった					
	2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。	○2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金 b：借入に至った理由等は適切であった d：借入に至った理由等は不適切であった	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 平成 25～28 年度における短期借入金残高は借入限度額の範囲内であった。 機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しており、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額を借入れたものである。</p> <p>【期末借入残高の推移】 25 年度：202 億円 26 年度：195 億円 27 年度：152 億円 28 年度：226 億円</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 b 砂糖勘定の短期借入金における、各年度の借入に至った理由等は適切である。 また、毎年度、借入先を入札で決定することにより、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図っている。 以上のことから、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>			

				<p>砂糖勘定における短期借入金の金利については、毎年度、入札を実施した結果、下記の通りとなった。</p> <p>【砂糖勘定における短期借入金の金利】  25年度：0.114%  26年度：0.110%  27年度：0.102%  28年度：0.015%</p>				
		<p>3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 億円とする。</p>	<p>○3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金  b：借入に至った理由等は適切であった  d：借入に至った理由等は不適切であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  資金の状況を把握した結果、平成 25～28 年度の期間において借入の必要はなかった。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;  評定－  &lt;課題と対応&gt;  特になし</p>			

<p>4. その他参考情報</p> <p>(砂糖勘定 (調整金収支) の繰越欠損金)</p> <p>繰越欠損金は、国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。</p> <p>平成 28 年度において、調整金等収入が交付金等支出を下回ったものの、平成 25～27 年度においては、調整金等収入が交付金等支出を上回ったことから、平成 24 年度末に 304 億円あった繰越欠損金は、平成 28 年度末には 254 億円となった。</p>
---

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
5	1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 3 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 4 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
—	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	◎第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画				
	緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により納付する。	○1 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 b：計画どおりに実施された d：計画どおりに実施できなかつた	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等については、毎年度、国庫納付を行った。  (各年度における国庫納付額)	<評定と根拠> 評定b 毎年度、国からの納入告知に基づき、金銭による納付を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし		

		った	25年度：1,109百万円 26年度：1,085百万円 27年度：973百万円 28年度：848百万円				
	平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、平成26年度以降早期に金銭により国庫に納付する。	○2 牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金・不用額等の金銭による納付 b：適切に対応した d：適切に対応しなかった	<主要な業務実績> 平成23年度に牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業および原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業実施に伴う返還金・不用額等について、国庫納付を行った。 (26年度以降における国庫納付額) 26年度：79,088百万円 27年度：4,075百万円 28年度：357百万円	<評定と根拠> 評定b 平成26年度以降、国からの納入告知に基づき、金銭による納付を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。  <課題と対応> 特になし			
	緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施に伴	○3 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜	<主要な業務実績> 緊急的な経済対策として平成20年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算及び平成26年度補正予算により措置された畜産業振興事業の実施	<評定と根拠> 評定b 平成27年度以降、国からの納入告知に基づき、金銭による納付を行っており、中期計画通りに実施されると見込まれる。			

	う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、平成27年度以降早期に金銭により国庫に納付する。	産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等の金銭の納付 b：適切に対応した d：適切に対応しなかった	に伴う返還金、不用額等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、国庫納付を行った。 (27年度以降における国庫納付額) 27年度：13,816百万円 28年度：7,594百万円	<課題と対応> 特になし		
	また、平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸廃止し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	○4 平成28年度までに、所有する職員宿舎を2戸譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付 b：計画どおりに実施された d：計画どおりに実施できなかった (実施した年度のみ評価を行う)	<主要な業務実績> 職員宿舎の売却については、平成27年度中に、売却に係る一般競争入札の実施、売却を終了し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額36百万円を28年10月14日に国庫へ納付した。	<評定と根拠> 評定b 職員宿舎の売却に伴う国庫納付については、平成28年度までの納付が完了しており、中期計画通りに実施されている。  <課題と対応> 特になし		

4. その他参考情報
特になし

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
	—	第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし	◎第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	<主要な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> 評定—	

4. その他参考情報	
特になし	

第7 剰余金の使途

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
7	剰余金の使途

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
—	第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。	◎第7 剰余金の使途 剰余金による成果 (剰余金の使途について、中期計画に定めた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果) b：得られた成果は十分であった c：得られた成果はやや不十分であった d：得られた成果は不十分であった 当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の	<主要な業務実績> 毎年度、研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てることのできる剰余金はなかった。	<評定と根拠> 評定—  <課題と対応> 特になし		

			業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 (中期計画に定めた余剰金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)				
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8	1 施設及び設備に関する計画 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） (1) 職員の人事に関する方針 (2) 人員に関する指標 (3) 業務運営能力等の向上 3 積立金の処分に関する事項

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価（見込）に係る自己評価						
中期目標	中期計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価			
			業務実績	自己評価		
第5 その他業務運営に関する重要事項 —	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 予定なし	◎第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 ○1 施設及び設備に関する計画 —	—	—		
1 職員の人事に関する計画  中期目標期間中の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）  (1)方針 業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置	○2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）  ◇(1)職員の人事に関する方針 ① 職員の業務運営能力等の育成及び人事評価	<主要な業務実績> 毎年度、職員を適正に配置するため、	<評価と根拠> 評価 b 毎年度、機構の組		

<p>する目標を含む。)を定め、業務に支障を来すことなくその実現を目指す。</p> <p>また、機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、人材の育成及び適切な配置を行う。</p>	<p>を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。</p> <p>また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。</p>	<p>制度等の着実な実施</p> <p>(指標＝職員の適正な配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、調査役の配置等)</p> <p>b：方針どおり順調に実施された</p> <p>c：概ね方針どおり順調に実施された</p> <p>d：方針どおり実施できなかった</p>	<p>職員の勤務時間等を毎月把握するとともに、人事評価制度、管理職ポストオフ制度を実施した。</p> <p>また、平成25～28年度の各年度において5人の新規採用及び平成28年度に5人の中途採用を行った。</p> <p>なお、平成29年度においては10人の新規採用を行った。</p>	<p>組織・業務運営の一層の活性化を図るため、職員の適正配置、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、新規採用等を着実に実施しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不断に検討し、見直しを行う。</p>	<p>② 調査情報部の調査役の検証及び見直し</p> <p>b：取り組みは十分であった</p> <p>c：取り組みはやや不十分であった</p> <p>d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>調査情報部の調査役については、毎年度、期首に、管理職としての業務内容や業務量について検討した。</p> <p>平成25年度においては、平成24年度期末の5名から2名削減し、3名とする見直しを行った。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定b</p> <p>毎年度、調査情報部の調査役について役割分担等を検討しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数は、234人を上回らないものとする。</p> <p>[参考1]</p> <p>前期中期目標期間の期末(平成24年度)の常勤職員数234人</p> <p>期初の常勤職員数の見込み234人</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>(指標＝常勤職員数、人件費総額)</p> <p>b：計画どおり順調に実施された</p> <p>c：概ね計画どおり順調に実施された</p> <p>d：計画どおり実施できなかった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>毎年度、期末の常勤職員数は、234人を上回らなかった。</p> <p>(各年度末の常勤職員数)</p> <p>25年度：211人</p> <p>26年度：208人</p> <p>27年度：206人</p> <p>28年度：214人</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定b</p> <p>毎年度、常勤職員数については、234人を上回っていないことを確認しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>			

<p>期末の常勤職員数の見込み 234 人 〔参考 2〕 中期目標期間中の 人件費総額見込み 9,818 百万円</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるように、以下のとおり研修を行う。</p> <p>① 職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p>	<p>（各年度の年度計画において規定されている具体的な目標に基づき、達成度合を評価する）</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上</p> <p>① 階層別研修の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、階層別の研修を実施した。初任者に対しては、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、ビジネスマナー研修に参加させるとともに、初任者現地研修等を実施した。一般職員に対しては、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に、係長研修等に参加させたほか農村派遣研修、行政実務研修等を実施した。</p> <p>この他、管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価 b 毎年度、階層別に求められる職員の総合的能力を養成するため階層別研修を実施しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--	--

		<p>② 職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。</p>	<p>② 専門別研修の実施 b：取り組みは十分であった c：取り組みはやや不十分であった d：取り組みは不十分であった</p>	<p>能力を高めることを目的に、管理職研修等に参加させた。</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; 毎年度、職員の専門能力を養成するため、会計関連研修として、会計事務職員研修、広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修、監査関連研修として、内部監査研修に職員を参加させた。 また、上記の他、語学力向上研修、中央畜産技術研修等に職員を参加させたほか、海外派遣研修、食肉基礎研修等を併せて実施した。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 毎年度、職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を実施しており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
—	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法附則第8条第1項に規定する業務、同法第10条第5号ニ及びホに規定する業</p>	<p>○3 前期中期目標期間繰越積立金の処分 b：積立金を充てた理由等は適切であった d：積立金を充てた理由等は不適切であった</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (畜産勘定) 毎年度、畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第8条第1項に基づき管理している。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定b 前期中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定においてそれぞれ適切に管理されており、中期計画通りに実施されると見込まれる。</p>			

	<p>務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の第3条第1項に規定する業務に充てることとする。</p>		<p>(でん粉勘定) 毎年度、でん粉勘定の前中期目標期間繰越積立金は、機構法第10条第5号二及びホに規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p> <p>(補給金等勘定) 補給金等勘定の前中期目標期間繰越積立金は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条第1項に規定する業務に充てるため、同勘定において管理している。</p>	<p>&lt;課題と対応&gt; 特になし</p>		
--	--	--	--	-------------------------------	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>